

平成25年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(6日目)

平成25年9月9日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 河 合 永 充 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

| | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 松 | 本 | 文 | 雄 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 田 | 中 | 博 | 次 |
| 教 | 育 | 長 | 宮 | 崎 | 義 | 幸 |
| 消 | 防 | 長 | 竹 | 内 | 貞 | 美 |
| 代 | 表 | 監 | 査 | 委 | 員 | |
| 小 | 山 | 和 | 男 | 君 | | |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | |
| 小 | 林 | 良 | 一 | 君 | | |
| 会 | 計 | 課 | 長 | | | |
| 伊 | 藤 | 悦 | 子 | 君 | | |
| 監 | 理 | 課 | 長 | | | |
| 南 | 部 | 顕 | 浩 | 君 | | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | | | |
| 川 | 上 | 昇 | 司 | 君 | | |
| 住 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | |
| 野 | 崎 | 俊 | 也 | 君 | | |
| 環 | 境 | 課 | 長 | | | |
| 山 | 口 | 真 | 君 | | | |
| 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | |
| 山 | 田 | 幸 | 稔 | 君 | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 |
| 藤 | 永 | 裕 | 弘 | 君 | | |
| 農 | 林 | 課 | 長 | | | |
| 河 | 合 | 淳 | 一 | 君 | | |
| 商 | 工 | 観 | 光 | 課 | 長 | |
| 酒 | 井 | 圭 | 治 | 君 | | |
| 建 | 設 | 課 | 長 | | | |
| 山 | 下 | 誠 | 君 | | | |
| 上 | 水 | 道 | 課 | 長 | | |
| 山 | 本 | 清 | 美 | 君 | | |
| 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | | |
| 太 | 喜 | 雅 | 美 | 君 | | |
| 永 | 平 | 寺 | 支 | 所 | 長 | |
| 酒 | 井 | 暢 | 孝 | 君 | | |
| 上 | 志 | 比 | 支 | 所 | 長 | |
| 加 | 藤 | 茂 | 森 | 君 | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | |
| 山 | 田 | 孝 | 明 | 君 | | |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | |
| 長 | 谷 | 川 | 伸 | 君 | | |
| 町 | 立 | 図 | 書 | 館 | 長 | |
| 堀 | まさ | 美 | 君 | | | |

6 会議のために出席した職員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|--|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | |
| 清 | 水 | 満 | 君 | | | |
| 書 | | 記 | | | | |
| 平 | 林 | 竜 | 一 | 君 | | |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに6日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていることと、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

今定例会は、地球温暖化防止対策として国、県で取り組みを実施しております。クールビズ期間に伴い、本町におきましても議会開会中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

11番、長谷川君の質問を許します。

長谷川君。

○11番（長谷川治人君） おはようございます。11番、長谷川治人でございます。

久しぶりのトップバッターでいささか緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

きのうは、この日本列島、2020年のオリンピック東京開催決定で、歓喜の声に包まれました。私も午前5時20分、I O C ロゲ会長の発表のときは自然と喜びが湧いてきた次第でございます。日本国民の一人として本当にうれしく感じた瞬間でございました。今後さまざまなメリット効果も期待できますので本当によかったなど、そういうふうに思っております。

ところで、ことしの日本列島といいますと夏は猛暑に局地的豪雨、地域によっては極端な小雨といった異常気象でございました。さらには、今まで余り聞かれ

なかった竜巻、近年国内でも頻繁に起きるようになり、まさに異常気象現象のあらわれと思っております。この台風シーズンのさなかでございます。まずは命を守るという観点から災害の備えには万全を期したいものであります。

話は変わりますが、過日開催されました子ども議会ですが、町長初め教育長、理事者の方々、大変ご苦労さまでございました。とりわけ、中学生諸君のすがすがしさと簡潔明瞭な質問内容に関しましては見倣う点も、また理事者の答弁もこの本会議以上に引き締まっていたような気がしたのは私だけでしょうか。この本会議におきましても、中学生諸君に恥じない形で進めたいものであります。

さて、私は今回、3問の通告をしておりますが、その前に通告なしで大変申しわけございませんが、町長に1点お聞きしたいことがございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

さて、合併して2期目の松本町政も2月末には任期満了を迎えるわけで、率直にお聞きしますが、3選目の出馬についてお伺いをいたします。

町長はこれまで愛町不変の精神を前面に、全町民が幸せを実感できるまちづくりということできざまな取り組みを実施してきました。多くは申し上げませんが、ソフト事業に関しては財政の健全化はもとより、教育環境の整備や子育て応援、高齢者や障がい者への応援事業、観光の振興、定住の促進、消防防災力の強化もそうであります。そのほか多々ございますが、私ども特にハード事業で最も印象深いところでは、合併時にお約束されておりました機能補償道路の建設でございます。これが全線供用開始になったことは承知のとおりでございます。

中部縦貫自動車道では、用地交渉において長年暗礁に乗り上げていたものを地権者の心の糸を解きほぐしまして、28年度中には大野までの開通の見通しを立てられました。また、永平寺温泉ではさまざまな意見がある中で強い意思を持って開業にまでこぎ着けました。町長におかれては、中部縦貫道しかり、この温泉についても、またその他の施策についても今後の熟成度が気になるところではないかと推察されます。今の心境をお聞きする次第でございます。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 永平寺町も合併から8年目を迎えております。2期目の町政をあくからせていただいておりますが、私はいつも心がけておりますことは、一つは町民の皆様が合併して本当によかったと思っただけのまちづくりを、またもう一つは町民の皆様の幸せを願いながら町をどのような町にしていくか。現在と未来の責任を果たす、そういうまちづくりをしたいということで力を尽くし

てきたところでもあります。

その中でいつも考えておりますことを申し上げますと、一つは、3つの地域がどの地域もよくならなければならないということでもあります。強い気持ちで均衡ある発展を心に命じながら仕事を進めてきたところでもあります。

またもう一つは、町民の皆様と常に対話をしながら対話を大事にし、町民の皆さんの声を聞きながら町政を進め、生活者の視点で町政に心がけてきたところでもあります。

また3つ目には、町民のための町政を行うために健全な財政運営を図るために、強力に行財政改革を進め、財政の健全化に努めてきたところでもあります。

もう一つは、責任ある信頼される町政を行うために、清潔な政治、公正な政治を自分に厳しい姿勢で町政に心がけてきたところでもあります。

永平寺町には、県都福井市に近い立地条件、また大本山永平寺のある町として、福井大学の医学部、福井県立大学の2つの国公立の大学、また九頭竜川の中流域に位置し非常にすばらしい景観のところでもあります。今、中部縦貫自動車道の整備を進めておりますが、北陸自動車道と、これから小さい町であります2つの高速道路が通る町でもあります。このように、永平寺町におきましては文化、教育、観光、交通、産業、どの分野におきましてもすぐれた潜在的な能力や価値を持っている町であります。このすぐれた町の要件や持ち味を高めるために、いろいろな取り組みを考えながら、そういうことが重要であるということで町政を進めてまいりました。道路網の整備、観光や地域産業の育成を進めるとともに、福祉の充実、教育施設の整備、教育環境の整備充実、子育て支援、健康づくりに努めてきたところでもあります。

これまで、今お話ありましたように、中部縦貫自動車道の完成に精力的に取り組んでまいりました。非常に厳しい環境の中でありましたが、ことしの6月14日だと思いますが、国交省から28年度開通の期間の明示をいただきました。これも県、国土交通省の福井事務所、国の国交省へ何回も足を運んで早くその用地買収に応じていただいておりますので、しかも明示してきちっと進めてほしいということを申し上げてきたところでもあります。

それから、機能補償道路につきましても、これは18年からの事業でありましたが、もっともっと前からの事業であります。これにつきましても永平寺一上志比間の5.3キロが非常に厳しい環境の中にありました。これも地権者のご理解をいただくべく一生懸命努力をして、そして今日に至って、7月17日開業に

こぎ着けたところでもあります。

またもう一つは、今お話ありましたように、健康福祉施設が合併時からの課題でありただけに、7月13日の開業を見たことは本当にありがたく、町民の皆様が今喜んでいてることを感じますと、本当にこの事業を進めてよかったということでもあります。合併時から機能補償道路とこの温泉は大きな課題でありただけに、これまでいろんな努力をしながらやってきたことが実を結んだものと思っております。

それから、ソフト事業であります。教育や子育て支援に力を入れてまいりました。特に子育てにつきましては県下で一番安い保育料、それからゼロ歳から15歳児までの医療費の無料化を行っておりますし、学校の教育環境の充実におきましてもことしから小中学校の給食費の無償化を始めました。いろいろとご父兄の方や保護者の方、学校の先生方とお話をする機会がたくさんありますが、非常に喜ばれておりまして、この事業を本当にこれからずっと続けていかなければならないと感じているところでもあります。

また、福祉のサービスにつきましても、今非常に高齢者の方の生きがいづくりが大事だと思っております。地域福祉サロンも合併当時は20ぐらいでしたが、今は63ぐらいになっておりまして、非常に地域の中で高齢者の方々が生き生きと交流を図っていることを思いますと、もっともっとこれからは本当に少子・高齢化の時代でありますので、そういうこともしていかなければならないと思っております。

もう一つは、行財政改革を強力に進めてまいりました。借金の額も減ってまいりましたし、また実質公債費比率も合併時は19.0であります。18.0以上から規制がかかってくるわけではありますが、ことしは24年度末がたしか13.8ということで非常に健全化になってきたところでもあります。財政調整基金も23億円を超えておりますし、基金全体では30億近い基金になっておりまして、そういう意味でいろんなことができたと思っております。

しかし、まだまだ課題が山積をしております。一番大きな課題といたしますのは、やはり中部縦貫自動車道がいろいろな理解を得ながらここまで来たところではありますが、もう28年の開通を目指して国が一生懸命取り組んでいただいておりますので、そこをきちっと押し上げて、一日も早い完成をしていきたいと思っておりますし、それから松岡地区につきましては松岡公園の整備は3年目が終わったところでありまして、あと2年かけて今の第一の計画がありますし、また5年に

おきましては小学校から明神さんまでの工事も残っております。そういうことをしていかなければならないと思います。

防災行政無線もことしは旧松岡町内の整備を行っております。これも2億円かけておりますので、一日も早く完成をさせたいと思っております。

永平寺におきましても、永平寺口周辺の整備を行っております、25年度中にはちょっと無理だと思いますが、遊歩道のほうは25年度に何とか形ができるものと思っております。

それから、上志比地区のほうでは今温泉できましたし、機能補償道路という大きな課題が解決されたのでありまして、これから新しい道の駅の整備の事業も検討を始めておりまして、そういうことがここ二、三年で出てくるわけでありまして。

そのほか松岡につきましては、織物会館を含めた周辺の整備をしていきたいということで、今いろいろと関係者とお話を進めているところでもあります。

また、永平寺町では、門前の魅力をもっともっと発揮できるような状況をつくりたいということで今新しい事業も検討を始めておりまして、これからここも二、三年かけて、これまで以上に観光客が滞在できる空間といいますか、温泉町の整備を図っていききたいと思っております。

それから、非常にこれから大事なことは観光であります。新幹線が金沢駅まで来年開通いたしますし、また中部縦貫自動車道も28年度中に大野まで行くということでもあります。またそれから国体も30年には開催するということでもありますので、多くの皆さんが永平寺町に来られる機会が多くなっていくと思いますので、これまで以上にいろいろな形で観光客の誘致を図っていかねばならないと思っております。

それからもう一つ大きな話は、定住の促進であります。これは日本全国であります、福井県全体であります、非常に人口が減ってきております。今永平寺町が人口の減らない町として非常にクローズアップをされておりますが、これからもそういうものが長く持続しますように、そして若い人たちが住んでいただきますように、また高齢者の皆様が本当に生きがいを感じて生活していただける、そういうまちづくりを進めていきたいと思っております。

それから、防災力の強化であります。これもいろいろな取り組みを行っておりますが、これからはやはり大型災害といいますか、そういうものが頻繁に起こっておりますので、そういうものに対応できる防災力の強化をつくって図っていかねばならないと思っております。

これまで教育の環境の充実や子育て支援に力をささげてまいりました。これからも福祉の充実のために高齢者の生きがいをつくる、そういう取り組みをしたいと思っております。

今いろいろと申し上げましたが、課題が山積をしております、いまだ道半ばの気持ちを強く持っているところであります。町政を次の段階へ前進させることが私に課せられた責務であります。そして、今と未来の責任を果たすために、町民の皆様のご理解とご支援をいただけるならば、引き続き町の発展と町民の皆様の幸せのために全力を尽くしたいと考えているところであります。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

やり遂げたものは多々あるけれども、まだ道半ばということで、ここで3期目の出馬の決意をお聞きしました。そういうことでいいんですね、町長。

松本町長には、健康にご留意されまして、永平寺町のますますの発展のためにさらなるリーダーシップを発揮していただいて、町政に取り組んでいただきたいと思っております。

これは通告している議員もおりますので、私どもはここでやめておきます。

それでは、通告してございます1問目の質問に移りたいと思っております。

まず1問目ですが、永平寺「禅の里」事業についてお聞きします。

これは、永平寺温泉の話ではないんで誤解のないようにお願いします。

この事業は既に2011年に実行委員会を立ち上げ、3カ年計画でまちづくり事業を展開されております。ことしで2013年が最終の年となります。その目的と取り組み状況、また成果についてお知らせください。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 平成23年度より文化庁補助事業、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の採択を受けまして、大本山永平寺と門前地区住民で組織されました禅の里まちづくり実行委員会が申請者、大本山永平寺監院老師が代表者となりまして、本山門前地区が一体となってまちづくりに取り組んでいる事業でございます。

この事業は、最大3カ年の継続事業でございます、国庫補助金による補助率100%の事業でございます。町の参画は観光振興を絡めた地域活性化の観点から商工観光課、また国庫補助金の文部科学省所管から私、生涯学習課がオブザーバーとして参加し意見を述べております。

なお、平成25年度はこの補助事業が廃止となりまして、新規創設されました文化遺産を活かした地域活性化事業の採択を受けて事業を実施中でございます。

過去2カ年の事業内容でございますが、平成23年度は事業費777万8,345円、これは額の確定を受けております。大本山永平寺と門前地区集落のあり方を考える懇談会の開催、また情報発信、PR戦略検討、シンポジウム、禅の里まちづくり講演会の開催を行っております。

平成24年度事業費が2,904万9,000円、これは内示額でございます。

1つ目といたしましては、門前町集落の再生を考える禅の里まちづくり実行委員会の実施でございます。情報発信、PR戦略検討、実行委員会のホームページの構築とかスタンプラリーが活用した観光客導線の調査、ツアー及び体験プログラムの開発、施行を行っております。また、前年度に引き続きましてシンポジウムを開催いたしまして「禅の道をひらく」の開催をしております。

平成23、24年度の取り組みにつきましては、地域住民が積極的に各事業に参画し、まちづくりに向けた機運が大いに高まり、大本山永平寺と門前地区との間に活発に意見交換できる場ができたことを大きな成果と考えております。

また、実質的な成果といたしましては、ホームページの開設により、町外へ向けた情報発信の窓口ができ、さらに二度開催いたしました本シンポジウムではいずれも400名以上の来場者を集め、大本山永平寺に対する一般市民の関心の高さを知ることとなりました。

平成25年度の事業は現在進行中ございまして、門前地区住民が積極的に事業参画をいたし、住民主体で事業を推進しているところでございます。主な事業は、スマートフォン観光アプリケーションの開発、ツアーの企画検討、門前地区に残る文化遺産の悉皆調査、これは全数調査でございますが、また門前地区の伝統行事、記録の保存、親子を対象とする伝統文化教室の実施などがございます。事業実施によって門前地区住民による地域活動への参画がより活発になりまして、活気あるまちづくりの一助となっておりますと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） この事業は、生涯学習課が進めているんですか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） うちはおブザーバーとして参画しておりまして、事業主体はあくまでも禅の里まちづくり実行委員会が主体となって実行しており

ます。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

この事業は2029年の2世・孤雲懷奘禅師の750回大遠忌に向けた事業と聞いています。2015年度には基本計画を策定予定ともお聞きしています。町としてどのようにかかわっていくのかをお知らせください。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 禅の里事業につきましては、大本山永平寺が事業主体となりまして、今申し上げられましたように平成41年度に行われる二祖国師孤雲懷奘禅師第750回の大遠忌に向けた事業であります。

その内容につきましては、五代杉の維持管理であるとか、永平寺の森の保全、境内の修景整備などを行います境内の環境事業、そして伽藍の防災対策、また耐震改修、修繕などを行います安心と安全事業、そして参道整備などの本山周辺景観整備事業に分かれておりまして、平成27年度に基本計画を策定するというふうにお伺いしているところでございます。

町といたしましては、これまで平成22年度、23年度の2カ年をかけまして永平寺門前にぎわい創出事業で永平寺門前街の景観整備等に取り組んでまいりました。また、平成24年度には県と町の助成によりまして、これは門前観光協会でございますが事業主体となりまして、ソフト事業になります。観光まちなみ魅力アップ事業に取り組んでおりまして、散策ガイドの作成、また花の苗を植栽したプランターを門前の店舗に配布いたしました。

また、県からの補助によりまして、平成25年度から27年度の3カ年をかけまして永平寺門前まちなみ魅力アップ事業によりまして、永平寺門前街の観光地としての魅力の向上に取り組んでいきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

次に、この禅の里の総事業費が70億円とも言われております。大本山永平寺、それから門前観光協会からは、当然、国、県などの自治体からの補助を期待されていると思います。今のところこういった感じで進めていこうとしているのか。今答えられる範囲で結構ですので、お知らせください。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） ご質問のこの件につきましては、大本山永平寺が事

業主体となって実施される。これは禅の里事業、これにつきましては現段階では基本構想、また基本計画等具体的な資金計画などが示されておりませんので、どのような補助を期待されるのか今のところは明確ではございませんが、町といたしましては永平寺門前街の景観等の整備によりまして魅力的な観光地づくりに取り組みたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） はい、わかりました。

ちょっとこれは余計なことになるかなと思うんですが、大本山永平寺とは政教分離の原則をきちっとすみ分けしながら、やはり我が永平寺町が生きていく道としては観光の町をアピールしていくことが大事でございます。

本事業におきましても、ご本山、十分地域貢献のことを考えておられることだと思いますし、町としましても地域を含めて共存共栄というような精神で推進していただきたいと思っているところでございます。何か答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 議員仰せのとおり、大本山永平寺は福井県では最もやはり知名度の高いといえますか、ハイレベルの観光資源でもあります。永平寺を活用した観光の振興を図っていくことが町としても非常に重要であるというふうに考えております。

大本山永平寺につきましては、修行道場として境内環境を整えることによりましてその魅力の向上を図っていただく。町は永平寺門前まちなみ魅力アップ事業などによりまして門前街の景観整備等を整えるなどそういったところのすみ分けをしながら、観光地としての魅力の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

次に移ります。

2問目の消防団員確保のための具体的な対策ということでございますが。

まず、7月に行われました小型ポンプの部門の操法大会県大会では、吉野地区第10分団ですが優勝されました。本当に心からおめでとうございませうというところでございます。連日、早朝、夜間の厳しい訓練の成果が実って快挙を達せら

れたということで、敬意を表したいと思います。

この消防団員につきましては、全国的に減少傾向にあると。ご多分に漏れず本町においても慢性的な課題ではないかと、こういうふうに思っております。

そこで、本町における団員の状況をお聞きしますと、定員315名に対しまして、実際の団員は286名。差し引き約30名不足しているという状況でございます。

そんな中で、機能別団員の確保など募集について努力されておられることは承知の上であえて申し上げます。以前、私ども岐阜県の関市消防本部へ研修に行っていました。関市消防団サポートプロジェクトの取り組みをお聞きしてまいりました。このことは消防長もご承知で詳細申し上げませんが、関市の消防団員が参加店舗等でサポートカードというものを提示することで料金の割引などの特典が受けられて、市全体で地域の安全、安心のため活動する消防団を応援して、あわせて商店街の活性化にもつなげるという、そういう仕組みでございます。まねしろというのでないんですが、こういった減少の歯どめはもちろんのこと、具体的な増員対策が必要ではないかと、そういふうに思っているところでございます。

この秋の臨時国会には、これはさきの福井新聞にも載ってございましたけれども、地域総合防災力整備促進法案、いわゆる消防団員の減少を食いとめて、それから地域の防災力を高めるための法案というものが提案されるようでございます。こういった法案が通れば考え方の幅も広がって、より具体的な施策が考えられると思われま。この関市のサポートプロジェクトみたいなものと組み合わせた対策も一手かなというふうに思います。ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） まず、消防団員数につきましては、昭和45年、消防組合発足時に3町村で定数が240名でございました。また、実数はそのうちの211名でございました。また、平成18年の町村合併時には定数を278名といたしました。また、平成22年度に大規模災害への対応、国民保護法の施行によりまして武力攻撃時に消防団が住民への避難誘導の任務が課せられたことにより消防団員に係る業務が増大したため、国の消防力の指針に基づき315名といたしました。

現在の団員数は286名で、昭和45年の組合発足時から43年で最大の消防団員数を確保しております。これからあらゆる災害に対処するためにさらなる団

員の確保に努めてまいります。

消防団員の確保につきましては、さっき議員仰せのとおり、全国共通の課題でございますが、永平寺町消防団では分団ごとに団員数のばらつきが多少はございますけれども、今後、消防団と協議をしながら解消してまいりたいと考えております。

また、議員が昨年視察研修されました岐阜県関市の消防団サポート事業につきましても、私どもで調査した結果、この事業は商工会等のご理解を得まして団員がカードを提示することにより料金割引の特典が得られる制度でございまして、また他の市でもポイントの加算等の特典を与えている都市もございます。我々といいたしましても、この方法が取り入れられるかは難しい面も多少ございますが、何らかの方法で消防団員をサポートできないかと現在検討中でございます。

また、議員仰せの秋の臨時国会提出の地域総合防災力整備促進法案では、消防団員の減少の歯どめといたしまして努力義務による企業は社員をローテーション化で消防団に加入する。また、大学生や専門学校生に入団を呼びかけなどを想定しておりまして、市町村に対しては大規模災害や応援出動、長期に必要な水、食料、燃料の備蓄を促すとともに、通信装置や救助用資機材の充実を求めることとなっております。

我々といいたしましては、この法案成立後、前向きに対処してまいりたいと考えております。

また、法案とは別に消防団に加入する積極的な税制優遇の特典を与えることや、自治体が支給する報酬、出勤手当の補助制度にも消防といたしましては期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、関市の消防団員のお話がありましたけれども、永平寺町でも商工会とのお話もしておりますし、なかなか難しい面があるということはあるということです。日ごろ非常にご活躍いただいておりますので、どういう形でそういうサポートの事業ができるかということも十分に考えて、本当にそういう日ごろの消防団活動にいろんな面でご活躍いただいている皆さんに何とかそういうことができないかということはどういう形でできるかは別にしまして、十分検討していきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

これは言うまでもないんですが、今、災害の状態といいますか、質にしても量にしても、災害の形といいますか、非常に多様化している今日です。消防団員の存在感が近年、特に増大もしていますし、その役割は必要不可欠でございます。そういった町民の負託に十分に答えるためには団員の適正な人数の確保、それから高度な技術を身につけることも一面では求められていると思います。そういった意味合いで今回質問をさせていただきました。

お聞きしますと、この町にふさわしいやり方、今試行錯誤もしながらいろいろ検討中ということをお聞きしましたので、今後ともぜひとも一層のご努力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

永平寺地区町民大会は全集落参加型ということで、これは昨年12月も一般質問させていただきました。去年は雨天のために中止になっておりますが、ことしも9月29日開催の予定をしております。

それで、ことしの取り組み状況をお知らせください。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） ことしの体育祭でございますが、永平寺地区体育祭実行委員会におきまして体育祭計画の段階から全地区のご理解を得て、9月29日、全地区参加の方向で開催されることになっております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 実は、この8月に入ってからですけど、ある集落の元役員さんから、まだ不参加の集落があるよというようなことを聞いて心配してこの質問をさせていただいたと、そういったことがありますので。

またお聞きしますと全地区体育祭が開催されるということで、とりあえずは喜ばしい限りというところでございますが。

またお聞きしますと、振興会の中では全地区ということで、集落の区長さんのまだその同意が得られていないという部分があるようにちょっとお聞きしましたけれども、願わくば、やはり全集落の区長さんのご理解が得られればすっきりとした形になるんでないかと。何でかという、やっぱり区長さんの後押しがないとさまざまな面でご苦勞があるのではないかなと。細かい部分は申し上げませんが、そういうことが若干私心配する面があります。それでもここまでこぎ着けら

れたということで、当局のご努力に対しましては敬意を表したいと思えます。

あと望まれることは、この体育祭が継続できるように一層の努力をしていただきたいということでございます。

ここで答弁がありましたらひとつご回答お願いします。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） ただいま議員さん仰せのとおり、今後の継続も視野に入れまして、区長さん方、またスポーツ推進員さん方に働きかけまして、全力を尽くしてまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、9番、多田君の質問を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） それでは、私は今回、永平寺温泉「禅の里」の利用状況はと題し、質問をさせていただきます。

昨日のオリンピック2020年の東京開催決定に匹敵するほど、ことしは町民、特に上志比地区住民が待ち望んだ機能補償道路、永平寺温泉「禅の里」が7月に開通、またオープンをしました。特に永平寺温泉は、オープンしてまだ2カ月に達しておらず、指定管理者もデータ取り営業で、本番営業はこれからだと思います。指定管理者の企業秘密事項もありますので、小さいことまであえて意見はしませんが、答えられる範囲内で答弁をお願いします。

まず、オープンしてきょうまでの1日の平均利用者数、また町民と町外の利用者の割合はどのくらいか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） ご存じのとおり、永平寺町温泉「禅の里」は7月13日から営業を始めました。8月末までの利用者数は1万3,503人でございます。8月末までの営業日数で割りますと平均275人の方にご利用いただいております。多くの方にご利用いただき感謝しています。

町内と町外の割合でございますが、大体約6割ぐらいが町内の方と。まだ回数券とか、そういうような利用者数をはっきりわからないところがありますので、

町民の方か町外の方かわからないところありますのではっきりしませんけれども、大体6割ぐらいが町内の方と考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 良質の温泉の利用者の反応、また営業時間が午前10時から午後9時の設定についての利用者の声、それから休日には県外、町内外の人で大変込んでいるそうですが、そのときの利用者からの苦情はどうか。あった場合、町も含め指定管理者はどのように対応しているのか、お聞きをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 時間帯に対するご意見とおっしゃいましたけれども、お盆の間は終わる時間を11時まで延ばさせていただいておりました。それは町のほうにも許可を求められておまして、それを許可して実質的な運営事業者のほうで営業努力でしていただいております。

それから、込んでいるときの苦情とかそういうふうなご意見はどうやということですが、実際にお盆のときとかそういうときには非常に込んでおまして、ロッカーの数が限られております。そこでロッカーの待ち時間といいますか、そういうものは整理券を発行させていただいて、ちょっと利用者の方にご不便を与えたようなことはありました。ただ、そのときに帰られてしまうお客さんも若干いらっしゃいましたけれども、皆様、その利用についてはある程度込んでいるということで我慢していただいて、そのまま利用される方がほとんどだと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 私がちょっと聞いていますのは、このオープンの日曜日には1日に500人近い利用客がふえて、男の人は大丈夫ですが、女の人は大変お風呂が長いのか、化粧が長いのかちょっと私その辺よくわかりませんが、大変混雑をして、整理券を発行して大変担当者は苦慮をしていたと、こういうちょっとお話を聞きましたので、その辺の苦情とか、それから入り口で、そういう中へ入ってまうともう切符買うてから中で待っているというのか、そういうこともあるらしいので、ちょっと私、その辺の質問をさせていただいたわけでございます。

今担当の課長のほうから、どうにか大勢利用しながら、今のところ指定管理者のそういうもてなしの心で一生懸命対応しているというようなお話でございます。

ので、ひとつ今後ともよろしく申し上げます。

それから、松岡総合福祉センター、それから永平寺の老人福祉センターから送迎のバスが毎日出ているわけですが、全然お客さんが乗っていないということをちょっと聞いております。禅の里ではそのコミュニティバスが山王の駅行きのバスとか、今の永平寺のほうへ帰るバスとか、こういうものについては時間を報告して利用者にその利便性を図っているそうですが、各センター、今の松岡の総合福祉センター、永平寺の老人福祉センターで禅の里行きのバスが行くということが高齢者の方は全然知らされていないというようなことをちょっと聞きました。こういう松岡、また永平寺の老人センターのほうでは会館のほうで何時に禅の里のバスの出発をしますとか、こういう場内放送をしているのか、こういう利用の啓発につきましては町がしているのか、それとも社会福祉協議会に任せているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 松岡福祉センター翠荘、永平寺老人センター永寿苑を結ぶ連絡バスのお話でございますけれども、その利用者の数は7月中に25名、8月においては15名ございました。今後、永平寺町「禅の里」で行いますイベントを運営事業者と協議しながら、いろいろな季節の温泉や健康相談、簡単な体操教室などの健康教室などのほか、広間やロビーを利用して手品や踊りの発表などのイベントを考えまして、各種団体や地域の方に周知いただけるよう、翠荘や永寿苑なども含め広くPRし、連絡バスの利用者の増加に結びつけたいと考えております。

また、禅の里の利用者に交通の便の利用に関するアンケートをとりまして、利用者のニーズに対応したサービスができるよう利用状況を確認したいと考えております。

それから、社協に任せているのかとか、そういうふうなお話ですけども、町と運営事業者と協力しましてそういうようなことのPRについては考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 今、最後の答弁ですね。やはり今回は福祉保健課長になったんなら、前の整備室長に継続して今対応しているんなら、もう少し社協をけなさんじゃなしに、社協さんをとにかくおだてて、事業者をおだてて、いかに今の課

長もつくるのが目的じゃなしにやはり利用して何ぼというこういう施設ですので、十分その辺は上手に対応していただきたいと思います。

それから、最後に要望ですが、指定管理者が行う町内の6人以上の送迎の範囲を交通の便の悪い隣接勝山市の北郷町から荒土町、鹿谷町まで優遇できないかと。勝山市からのこういう利用者の声がありますので、指定管理者にかなうように折衝していただきたいと思います。ご所見をひとつお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 勝山市からの6名以上の送迎をというお話でございますけれども、今実際には募集要項とか、そういうふうな中身の中ではそこまでのこちらのほうの町としての方針は示してはございませんでした。そこでそれを強制するわけにはいかないというところがございまして、勝山市からの利用者についての送迎につきましては事業者の判断に、こういうお声があるよというふうな話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 何かその答弁にかかるんですよ。もう少し事業者任せとかじゃなしに、自分がそういう施設をつくったんなら、やはり人がたくさん入った、よかったなど。町民についても健康にやはり国保のそういう医療費も安くなったなど、こういう一つの対応でして、私は終わったさかいにあとはもう事業者任せやっつて、そういう対応ではだめですよ。もう少し、先ほど私言いましたとおり、事業者というんか指定管理者をおだてて、そして議会にもその辺を、議員にもその辺を納得させて前向きに検討をしていきたいと、こういうひとつ答弁ならいいですけど、事業者任せなら別に私でも誰でも言いますよ。

次移ります。

続きまして、質問しました「禅の里」も含めた公共施設、観光案内板の設置と題して質問をさせていただきます。

常々全協でも質問、要望し、行政は本当に返事はいいんですが、一向に設置をする気配がない。上志比地区はことしに道路状況が大変変わったわけでございますので、少しでもこの9月には補正議案もあると思っておりましたが、ナシのついでであります。

町長直轄の総務課長の空席がいつ埋めるのか知りませんが、総務課内でオールマイティの職員を2人ほど抽出し、緊急のもてなし等、そういう係をつくったら

どうか、本当に本気でそう思います。

上志比地区は中部縦貫自動車道が3月に大野―上志比間が開通。7月には待望の機能補償道路が開通し、車のナビにも登録されていませので運転する人は大変混乱して、その禅の里へ行くのに大本山まで行ってきたとか、すぐそばにあるのにぐるぐる回り、上志比地区の商売屋さんにひっきりなしに永平寺温泉の場所を尋ねるとか、こういう話をよく耳にするわけでございます。

何はともあれ、主要道路が変わったので、この禅の里、吉峰寺、白蛇の神様に來る人が本当に目的地にたどってくるには案内板がないという苦情も多いらしいと聞いています。このような状況を解決するために、観光地等の案内板の設置を早急をお願いしたいと思います。ご所見をお伺いします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 禅の里の看板の設置ということでお答えさせていただきます。

利用者の方には大変ご不便をかけておりましたが、永平寺温泉「禅の里」の案内看板につきましては現在、看板の設置業務を行っております。設置箇所は中部縦貫自動車道の上志比インターチェンジの町の案内看板のところに1カ所、国道416号線上志比にありますメイトの交差点に1カ所、鮎街道の北島橋北詰に1カ所、国道416号線市荒川大橋南詰に1カ所の計4カ所に永平寺温泉「禅の里」のロゴを利用した案内看板を設置いたします。9月末までには設置する予定になっておりますので設置できるというふうに考えております。よろしく願います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 観光案内板につきましては、周辺観光地への誘客に結びつくような場所に順次、早急に取りつけてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 一つ早急によりしく願いをいたします。

さて、永平寺町も合併して来年には8年を経過しますが、合併前の引き継ぎ事業として、先ほど質問しました永平寺温泉、また機能補償道路の道路整備、まだいろんな課題がありますが、永平寺口駅周辺整備、永平寺線跡地整備、また町長の手腕の県下に先駆けて子どもの医療費の無料化、給食費の無償化等、若者の子

育て支援策を健全な財政を維持しながら着々と進めてまいり、松本町長の2期の施策に対して賛成はしてきましたが、あえて針を刺すならば、国の経済戦略の後押し予算で、やりくり予算で支援の予算を投入しただけで、どの地域もよくなる地域、均衡な人口増の兆しが見えません。

合併して10年目の節目に入る当永平寺町も、来年は町長、またこの議会も改選の年であり、合併時の条件の地方交付税の減額、今うたわれております道州制、また社会保障改革等、次年度以降は大きな課題が待ち伏せております。常に先を見据え施策、行動する松本町長です。時期も時期ですので、あえて通告はしませんでした。3期目の出馬について、先ほど長谷川議員の質問に、道半ばと再度出馬の意向を示されましたが、どのような公約をもって出馬されるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 永平寺町も合併いたしましてちょうど8年目を迎えております。2期目の町政をあくまでさせていただいておりますが、いつも思っておりますことは、その3つの地域がよくならなければならないということでもあります。そうすることが合併して本当によかったということになっていくと思っております。さまざまな課題があるわけではありますが、そういうことを肝に銘じて今町政を進めております。

それからもう一つは、申し上げましたように、町民の皆さんの声を聞きながら、本当に生活者の視点に立ったまちづくりをしていきたいと考えております。

それからもう一つ、先ほども言いましたように、本当に清潔な公平な政治ということが非常に大事であると思っておりますので、自分の厳しい姿勢を続けながら、そして本当に町民のための政治をしていきたいと思っております。

それからもう一つ申し上げたいのは、強力に行財政改革を進めてまいりました。いろんなことがあったと思っておりますが、これから本当に幸せのある町にするために、非常に無駄を省いて、それから必要なものをつくっていくということでもあります。

これまで申し上げてきましたとおり、中部縦貫自動車道につきましても28年度完成ということができてきましたし、機能補償道路の開通も行ってまいりました。非常にいろいろなことがありまして、いろんなことをご理解いただけてきたところでもあります。本当によかったと思っております。

それから、温泉のお話ありましたが、これも本当にこれから町民の皆さんが楽しく入っていただくという環境づくりをしていかなければならないと思っ

ておりますので、これからもしっかりと環境づくりに努めていきたいと思っております。

これから考えておりますことは、非常に人口が減ってきております。なかなか難しいんでありますけれども、これは日本全国でありますし、福井県も先日の総務省の人口問題研究所の発表によりますと、福井県も80万人が63万人になるということであります。その中でどうやって人口を減らさずにまちづくりをしていくかということがこれからの大きな課題であると思っております。

特に今お話ありますように、永平寺の北地区あるいは上志比の地区なんかやはり人口の減少が永平寺町の中では多く見られるということでもありますので、そういうことも含めて、どういう形で人口をとどめておくことがいいかということもこれからもしっかりと考えていきたいと思っております。

今、総務省の人口問題研究所によりますと80万が63万になるわけでもありますけれども、その試算では全部の町が当然減るんですけども、一番減らないのは鯖江市なんです。2番目に減らないのが永平寺町なんです。3番目が坂井市、4番目が敦賀だと思いますが、5番目が福井市だと思います。非常に減らない市と町の一つになっております。

これはこれまで行ってきました子育てとか教育とか、福祉を初めいろんな面でそういうものがこれからの人口を少しでも少なくしていく要件になっていくことと思っておりますので、これからはそういうことをさらに充実していかなければならないと思っておりますし、これから本当に高齢化になってまいりますので、高齢者の皆さんが生きがいを感じて生活できる環境をもっともっていかねばならないと思っております。

今課題が山積してございまして、これまで本当に中部縦貫自動車道の建設も明示されましたし、機能補償道路もできましたので本当にありがたく思っております。その地域地域でいろんなことがあると思っておりますが、これからもさらに国の政策あるいは県の政策、そして今申し上げましたように財政の問題を抱えながら、本当に住みよい町にするのに一生懸命努力していきたいと思っております。

課題が本当にいっぱいあるわけではありますが、そういう意味で、今本当に道半ばということ強く気持ちを感じてございまして、これから町政を次の段階へ前進させることが私に課せられた責務であると思っております。そして、永平寺町の明るい新しい未来を築くための町政を進めていかなければならないと思っておりますので、町民の皆様のご理解とご支援をいただけるならば、引き続き町の発展

と町民の皆様の幸せのために全力を尽くしていきたいと思っております、今度の2月になると思いますが、選挙に出馬したいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 先ほど町長のほうから、この人口問題については格好いいことで旧3町村がよくなるとこれは大変本当にグローバルでいいんですが、この間、私、きのうかおとついで中学校の体育大会に寄せていただきましたら、やはりもう上志比中学校では野球部が組めない。もう全体の生徒の3分の1が吹奏楽で、野球を組めない。野球を本当にしたい子どもさんが野球の1チームができないというような状況でございます。私は常々町長のほうにいろいろと要望しておりますが、やはりもう少し今言う、ただ永平寺町は県下でも2番目に少なくならないのでまだいいほうやという、そういうような感覚ですが、これは松岡のほうだけでありまして、先ほど言いました上志比、永平寺地区は本当に人口に現に歯どめがかかっていないわけでございますので、ぜひともこういう人口増につきましてはひとつ特段のご配慮をお願いしたいと。

私、以上をもって質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 人口増ということ、非常に大事なことでありますけれども、今、機能補償道路もできましたし、温泉もできております。非常に環境も変わってきております。

今、永平寺中学校も82人だと思いますが、減っていくということは十分承知しておりますが、その中でやはり上志比地区に住んでいただくということをこれから一生懸命考えていかなければならないと思っております。非常に道路の状況も出てきましたし、まず上志比の皆さんが地域にとどまってもらうこと、あるいは町外から来ていただくことを十分に考えながら、その振興会ともお話ししながら、宅地分譲といいますか、宅地造成も含めて、これから真剣に検討していきたいと思っております。

○9番（多田憲治君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩いたします。

20分まで休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

(午前11時20分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、小畑君の質問を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今ほど通告あるいは通告外という問題が出てまいりましたが、少ししゃべろうかなと思ったんですが、やめます。

3つほど今回上げさせていただきました。

まず最初に、売れない米、耕作放棄地の増加が予想されるが、農地保全は！ということで、大変ちょっとタイトルとしては大きいタイトルかなと思っておりませんが、実は大きくもあり、小さくもありということでございます。

情報が限られておりますTPP交渉が、8月22日、これは東南アジアのブルネイで開催されました。日本からは甘利TPP担当大臣が閣僚協議ということで出席をされました。12カ国が参加している今度のTPP交渉、それぞれの国でそれぞれの聖域があり、難航が予想されておりますが、我々の耳にはなかなか入ってきておりません。日本は、米、麦、それに牛肉、豚肉、それから乳製品、それに甘味資源料、いわゆるこれはサトウキビかなと思うんですが、穀物の5品目を聖域と位置づけております。しかし、なかなかこのことは交渉でございまして、予断は許さないということになっております。

さて、本県、本町の基幹農業産品であります米、今、大変な状況に置かれております。実は在庫の米が売れておりません。もう新米が出る時期であります、23年、24年産米、いわゆる古米、古古米が売れておらない。お米の価格は相対で決めておりますから、卸との関連の中で価格が決まっております。大変な状況かなと思っております。

当然、これから中心になります本県の本町のコシヒカリ、これからは刈り取りになります、これも今9月に入りまして大変長引く雨の中で刈り取りがおくれております。品質も若干落ちることも予想されますが、なるべく適期の刈り取りで進めていただきたい。我々も進めていかざるを得ないと思うんですが、何せ相手は自然相手でございます。

ハナエチゼンですが、60キロ（1俵）当たり、昨年比で1,000円下がりました。コシヒカリは今申しましたようにこれからでございますが、どれくらいになるかまだ予断を許せません。農家への清算金支払いのときの価格がそういう意味では心配をされます。

これまでは担い手農家育成、あるいは農業法人育成などといいまして規模拡大の路線を進んでまいりましたが、このままでいきますと販売価格と生産費が接近をしてまいりまして農業経営が非常に厳しいということが予想されます。さらに農業の大部分を占めております零細農家においても、ただでさえ赤字の米づくりが、今後立ち行かなくなるということも予想されます。

政府においては、戸別所得補償を継続して農家の所得を確保するようですが、これとてTPP交渉がその絡みで、これも先行きが不透明ということです。これからは恐らく農業の6次産業化、いわゆる生産から加工までという、そういう6次産業化が進むでしょうが、これとて全農家の方がこれに取り組めるわけでもありません。やはり米づくりは赤字覚悟で零細農家が補助金を受けて、言葉はおかしいんですが淡々と農業を続けざるを得ないという現状かと思っております。

しかし、これとて、例えば世代の変わり目、世代間交代のときに、例えば私ですと私の息子が、もう私も65ですから、次、もうそろそろ農業をリタイアする 때가近いと思うんですが、次やるかなと。次の息子がやるかなということになりますと、これとて大変ちょっと気が重いわけです。そうしますと、必然的に耕作の放棄地がふえることが予想されます。

政府もそういうことを考えて、例えば農地バンクというものを各行政単位でつくったらどうかという提案等もしておりますが、実際、今全国で455万ヘクタールの耕作地があって、そのうち耕作放棄地が40万ヘクタール、非常に大きいわけです。そういうことで、これからの例えば私ども転作等をやっておりますが、農地の貸し借り等で農地の耕作がどこにあるかということも非常にわかりづらくなってきております。そういうことで、こういうふうなことが進めば放棄地がふえるわけなんです、本町のこれに対する取り組みをお伺いすることと、それからどれくらいの本町の耕作放棄地があるのかなということもお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問でございますが、本町の耕作放棄地対策といたしまして国の戸別補償制度に基づく経営所得安定対策に基づきまして、農家の高齢化や後継者不足により発生する遊休農地や耕作放棄地の対策のため、次の取り組みを行っております。

1つ、自給率向上のために水田を利活用し、食の安全、安心や環境に配慮した農作物の生産向上を図るため、水田農業構造改革補助金を交付しております。

2つ目に、農産物の生産向上とコスト縮減を図るため、認定農業者、集落営農組織等に担い手の育成を推進し、生産規模拡大や6次産業化、農業転換、産地化のための機械施設等の整備、農業生産や流通の向上を図るため、中山間地域の農業農村の各種土地改良事業による農業生産基盤の整備や改修等を支援しております。

3つ目に、耕作放棄地を未然に防止し、優良農地を保全するため、農地の利用権設定を推進しております。さらに人と農地の問題につきまして、集落、地域の話し合いによる新規就農者への支援、個人農家から中心経営体の農地の集積を図るため、多くの集落が人・農地プランを策定できるよう活動しております。

4つ目に、鳥獣害による農作物や人的な被害を最小限に防止し、ひいては農地を保全し耕作放棄地を未然に防止するためネット柵等の必要な対策を支援しております。

5つ目に、新たに策定する農業振興地域整備計画の中で、特に優良農地につきまして利用すべき土地として設定する農用地区域の見直しを重点的に行い、優良農地を確保し、都市計画と適合性を持った土地利用計画図を作成し、福井県と連携しながら、今後10年間の優良農地の保全に積極的に努めております。

また、福井県では5つのプロジェクトで支援するとしており、1つに福井コシヒカリ復活プロジェクト、2つに園芸・畜産の元気回復プロジェクト、3つにプロ農業者育成プロジェクト、4つ目に消費者と支えあう農業プロジェクト、5つ目にふるさと農地活用プロジェクトの5つの柱をもととし、ふくい農業・農村再生計画を推進し、農地を元気にすることにより耕作放棄地の防止をし、解消を目指しております。

さらに国は、本年度より新たに設置する農地中間管理機構により農地の集積・集約化、農業構造の改革と生産コストの資材面、流通面での削減等の取り組みや10月に開かれますTPP交渉の内容を十分に検討しながら県と協議し推進したいと考えております。

今後もソフト、ハード両面での支援を行いながら、国の農業・農村ビジョンに基づいて、県、町、関係団体と一体となって農業の振興、農地の保全を継続して積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 一つ、耕作放棄地どれくらいあるかというのをお聞きしたん

ですが、ちょっと漏れたかなと。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 済みません。耕作放棄地についてですが、平成23年度において国全体で農地の5.5%、福井県内では3.2%となっており、本町では平成24年度末で48筆、3万4,000平米ございまして、率にしまして0.4%でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 博君） 0.4%、3万4,000平米のうちの0.4%ということですか。3万4,000平米、それが0.4%。ちょっとぴんときないんですが、この数字だけ見ても。

実は私も田んぼをしています、田んぼをしていますと非常に長年同じようにつくってありますと形状が変わってきます。これどういうことかといいますと、当然、水田ですから水を入れます。水口から水を入れて、尻水戸から水を吐くということはずっと繰り返しますとどういうことになりますかといいますと、水口のほうが低くて、尻水戸が高くなるということで、非常につくりにくくなる。要するに、水口のほうがじとじと。例えばことしみたいな大雨の年は非常に水口のほうがぐじぐじになりましてコンバインも入らない。難しいという状況になります。それを防止するために水切りもやっているわけですが、水切りも100%できるわけでないわけですので、ここらあたりを実は先進農家の方で、言葉は悪いんですが、土建業屋さんのどこか潰れるとこないかという話をちょっとお聞きしました。何やと言いましたら、実は土地改良を個人的にやりたいと。高いところから低いところへ持ってきたいと。それをできるようなことをやっていきたいんだということをお聞きしました。これなんかも実は本当に簡単にできるんだろうと思うんですが、何せ機械がありません。

ですから、例えば農業の取り組みとして土地改良の部分も非常に大事ですので、耕作放棄地をなくすためにもそういうふうな土地保全、つくりやすい田んぼにどう対応するか、そういうふうなことも、多分これ農協とタイアップしたほうがいいのかなと思うんですが、ということも考えていただくとありがたいなと。これは要望でございます。ということでひとつお願いしたいと思います。

次に2番目ですが、さきの6月議会でお聞きしました本町の将来の社会保障制度のあり方ということで、これは実は8月の国民会議の報告を見てからとの答

弁でありました。

この報告書を見ますと「受給と負担が見合わない社会保障制度は、いずれ機能しなくなる」ということが大前提であるようです。現状と現状の危機感を持っております。社会保障制度改革とそれから財政健全化の同時目標を示したということですね。それには「税と保険料の負担増は避けられない」としてしております。言うならば、負担がかかるということですね。それと、徹底した給付の重点化、それから効率化が求められているとしております。

従来いわゆる世代間扶養、世代を超えた扶養の見直しと国の借金で給付財源としたあり方、将来へのつけ回し、将来世代へのつけ回しをなくするとしました。さらに負担のあり方を、いわゆる年齢——年齢といいますのは例えば年金ですと60歳とか、あるいは65歳、75が後期高齢者とか、そういうふうな年齢別から能力別、どれだけの支払い能力があるかという能力別に切りかえ、いわゆる高齢者にも応分の負担を求めるとしたことであります。

そんな中、国保の運営を現在の市町から県が財政責任を負うということになっております。市町ごとの徴収の凸凹を県で均一化するわけですが、それによって国保税の値上がりがあるのではないかと心配されます。ここらあたりのご所見を伺います。

○議長（伊藤博夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいまのご質問でございますが、医療、介護、年金、少子化対策といった社会保障制度改革につきまして議論がされておりましたが、この国民会議の報告書が8月6日に政府のほうに提出されました。それを受けまして、この社会保障制度改革の手順、工程を定めたプログラム法案の骨子を8月21日に閣議決定されまして、秋の臨時国会に提出するということになっております。

その中で、担当課としましても非常に注目されておりますのが、医療保険制度における財政基盤の安定化を図るために国保財政運営について都道府県が担うということが上げられておりますが、ただこの件につきましては都道府県が新たに保険者機能となると大規模な制度改正でありますので、非常に課題も多いということは厚生労働省も認識しております。その関係で厚生労働省は29年度までに都道府県に移行するということを想定しておりまして、平成27年度に通常国会に提出する方針を示しているということでございます。

現時点におきましては、都道府県に移行に伴う国保税につきまして分布金方式

という案も出てはおりますが、まだ内容につきましては明確に示されておりません。ただ、ご参考までに申しますと、仮に国保税が統一された場合、平成24年度の県平均の1人当たりの保険税額が約9万4,000円、本町の1人当たりの国保税額が約8万6,000円と約8,000円の開きがございますので、国保税が上がることは想定されます。

また、プログラム法案の骨子の中には、低所得者の保険税の軽減の見直し、それと賦課限度額の上限額の引き上げも上げられておりますので、負担能力に応じた保険税の見直しがあるものと考えております。

今後におきまして、厚生労働省の諮問機関であります社会保障審議会、医療保険部会や、国と地方の協議の場で制度設計を進める見通しですので、順次、国保税の見直しも含めまして議会等に報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 博君） 多分、わからないところもあるのかなと思っております。ただ、高齢化が進む中、雇用の問題もあるわけですが、社会保険から国保へ当然移ってくる方が順次ふえていくということが予想されます。これは避けられないわけですが、社保の場合は企業が2分の1を負担するという部分があるんですが、国保の場合はないわけで、ある意味、大変いろんな意味で負担増が考えられるわけですね。

それと、高齢化の中、医療費も増加するわけですから、入る部分と出る部分のバランスが当然厳しくなるということですね。ですから、社保と国保の比率がどんどん変わってくると。国保の負担が大きくなるということが予想されます。

さらに、70歳から74歳の医療費の窓口負担、現行は特例で1割負担を行っているわけですが、これも法律どおりに2割に引き上げるというようでもあります。

それから介護保険では、要支援の1、それから2の軽度者のサービスを段階的になくし地方自治体に移すということでもあります。いわゆる介護保険から除外するということでもあります。

それから、高額年金受給者には今まで公的年金控除があったわけですが、この控除の見直しによる課税の強化が図られるということで、いろいろ負担がふえてくると。特に国家公務員、地方公務員の方の負担も若干ふえるということが述べられております。

ここで、介護保険の要支援1、2が地方団体に移行する、いわゆる保険除外に

なるということによる市町に係る負担がこの改革によってどのように影響するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 今、平成25年8月21日に閣議決定された介護保険制度の改革の中で、地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者の見直しを行うとされておりました。こうした内容に必要な措置は、平成27年度をめどに行うとされております。

見直しの中で、地域支援事業の財源確保についてまだ明確な見解が出ておりません。そこで町への財政負担についてはまだわからない状況でございます。ただ、地域資源事情に移行した場合、要支援者への給付決定等の手続は町が行うこととなることが予想されますので、事務手続関係の影響があるのではないかと考えます。

今後、国の動向を踏まえ、町としても対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 私も余り勉強が足らなくて申しわけないんですが、この要支援1、2というのは本当にある意味、介護保険では一番軽い部分かなと思っております。この1、2で今までの介護保険でどういうふうな恩恵があったのかなということをお聞きしたいんですが。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 要支援1、2の方の介護保険での内容というふうな、そういうふうなご質問やと思うんですけども、要支援1、2の方はデイサービスに週に1度か2度ご利用されるのが大方の人のご利用方法だと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） そうしますと、そういう方の支援がなくなって、そういう方の支援を町が負担をするということになるんだろうと思うんですね。それに係る負担がどれぐらいかということかなと思うんですが、普通に考えるとそんなにはないのかなと思うんですが、実はやってみないとわからない。それから考えられないところにまた支出がふえるんかなと思っております。

いずれにしても大変制度改革、いわゆる負担のあり方が変わってきますし、高齢者といいますか、老人の方にも負担を強いていく。大変大きな改革ということで、これからも注視をしていかないかなかなと思っております。その都度、またお伺いをしていきたいと思えます。

それでは、3つ目の質問でございます。健康福祉施設「禅の里」温泉の利用状況。

これは、先ほども多田議員のほうからも質問があったと思うんですが、そこで、まだわからない部分ちょっとお聞きしたいと思うんですが。町内外は、60%の方が町内だと。それから、8月末で1万3,500人余りの来場者があって、1日に275人ぐらいが平均だということですが、ハートフル浴槽の利用者がどれぐらいかなと。

それから、営業状況ですね。いろいろ来られてお湯だけということではないと思うんで、いろんなお買い物もするのかなと。当然、町で把握できるところ、できないところあるわけですが、いずれにしても利益が上がれば本町に利用還元をするということになっておりますので、そこらあたり当然把握する必要があると思うんですが、1人当たりの客単価がどれぐらいかなと。これは飲み物、食事等を含めて、入場料、これはちょっと論外にしたほうが良いと思うんですが、それと男女別の来館者数はおわかりかなという等々もお聞きしたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） まず順番にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、男女別の来場者数でございますけれども、そこまでは統計をとっておりません。それから、ハートフル浴槽の現在までの利用回数は20回でございます。

それから、お1人当たりの客単価ということでございますけれども、自動販売機の利用やら、回数券などの販売者数と利用者数が一致しないため明確には明言できないんですけれども、単純に売り上げと入場者数から計算しますと1人当たり600円程度というふうに考えております。

それから、町に還元できるのかというご質問もあったと思うんですけれども、温泉を利用していただくことで入湯税が町に入っております。7月の19日間での入湯税収入は4万8,400円ございました。このような入湯税とかそうした金銭面だけではなくて、温泉の効能によります健康増進につながるというふうに考えております。そういうことが将来的に還元される施設であるというふうに考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 客単価ということです。単純に割ればいいわけですが、客単価というのは、600円ということですが、これが高いんか低いんかちょっとわかりませんが、さっきも言いましたように、営業行為をやるわけですから、営業行為の中で黒字が出れば、それは町に還元していただけるということも以前から聞いております。そこらあたりも十分精査する必要があるかと思えます。これからも十分そこらあたりを見ていただきたいと、かように思います。

以上で質問終わります。

○議長（伊藤博夫君） ここで1時まで暫時休憩いたします。

1時から再開いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、7番、川治君の質問を許します。

7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 7番、川治です。通告に従いまして2問質問をさせていただきます。

初めに、学校の施設整備についてお伺いをいたします。

永平寺町内には3校の中学校を初め小学校や保育園、また幼稚園がありますが、学校は子どもたちの学習と豊かな人間性を育むにふさわしい教育環境と、また十分な安全性、防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境を整えていることが重要かと思えます。各学校では安全、安心な教育環境を実現するために、各学校の実情を踏まえた児童生徒の安全指導の充実と事故防止の取り組みについて日ごろ取り組んでいるかと思えますが、各中学校の現況施設と維持管理面についてお伺いをいたします。

学校施設内の安全は、ハード面での事故防止対策と施設を適切に使用するソフト面が相まって初めて安全が確保されるかと思えますが、教育委員会の基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほどのお問いですが、教育委員会としては安全で

安心をモットーに、なおかつ快適に学校生活を送れるように施設の整備、充実を図っており、今後も計画的に実施していくこととしています。

また、学校に対しても施設、設備の毎月の点検や異常の際の速やかな報告と迅速な対応、また台風、大雨時の情報等を随時発信して注意喚起を促すなど、児童生徒の安全には最新の注意をしております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは2番目に、事故防止対策に関する関係者、いわゆる行政、学校教職員、保護者のおのおのの役割についてお伺いしたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） まず、町教育委員会としましては、学校施設の改修や補修、校舎、体育館の耐震補強工事の施行、また保護者への緊急連絡手段として緊急メールシステムを整備しております。また、不審者侵入を防ぐ玄関ロック設備や、監視カメラの設置、緊急地震速報装置の設置など事故防止のための設備を整備しています。

また、学校では地震、火災を想定した定期的な避難訓練の実施や防災安全チェックリストによる学校施設及び敷地内の安全点検、児童生徒の通学路の安全確認と指導などを行っております。

また、保護者は地域ボランティアと連携して登下校時の見守り隊活動や広報車を利用した巡回活動に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 行政といたしましては、施設の改修とか改善、または施設の新設。そして学校教職員につきましては、日ごろの維持管理とか生徒指導、そして施設の定期点検などが主な項目になるかと思えます。また、保護者につきましても、家庭内における生徒指導は非常に大切なことかと思えますが、事故の種別といたしましては窓、天窗、屋上、階段等からの転落事故、または運動場内に設備された固定施設のほか、運動器具や遊具等における事故などがありますが、こうした事故から生徒を守るためには日ごろから金属の疲労や腐食、亀裂等の状態の把握と点検が必要であるかと思えますが、点検の結果によりましては施設設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止等の看板等を設置する必要があるかと思いま

す。

また、対策が学校内でできないときには管理者に改善申請をすべきであるかと思いますが、事故を種別ごとの事故防止の基本的な考え方と対応について伺いをいたしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 各学校施設内、特に今ご指摘のあったような、例えば天井とか壁とか階段とかいろいろ整備はしておりますが、危険箇所等がある場合もあります。そういった意味で、先ほど言いました安全点検チェックリスト、これは各学校ごとで定例的にチェックしているわけですが、内容的には例えば施設の内部ですと天井とか壁、床、そういったところに例えば亀裂がないかとか、また落下しそうなものがないかとか、そういったものをシートで定期的にチェックしています。

また、外周りですね。校舎以外。学校敷地内ですけれども、そこに関しても屋上、また外壁、また敷地内の工作物、いろんなフェンスとか、そういったことも含めて点検をしているところでございます。

また、今ほどの点検と関連はするんですけれども、そういった点検をした中で異常が認められた場合、それは即、教育委員会のほうへも報告をいただいておりますし、また簡易な修繕で修繕が可能なもの、それにつきましては学校ごとの修繕費、予算を張りつけしておりますので、その中で適時対応しているところでございます。

なお、それ以上に予算を必要とするもの、大々的な改修等が必要なものにつきましては、教育委員会、学校教育課と学校側と協議しながら今後の対応を随時検討しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 学校内における転落事故防止の安全対策は安全管理と指導に関するソフト面の取り組みと、また学校施設に関するハード面の取り組みを一体的に、また計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し合い実施することが重要かと思いますが、事故防止対策に関するマニュアルが先ほどあると言いましたけれども、その点について各町内の各学校の現状を把握するための事故報告書とか、また学校の施設及び器具類の点検簿、生徒の安全指導についての様式、いわゆる記入用紙ですね。これがあるかについて伺いたいと思います。これ

はマニュアルに基づいてのこういう記録簿だと思いますけれども。

または永平寺中学校と松岡中学校の固定施設の点検記録があればお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） まず、全体的なことなんですけれども、各学校では学校危機管理マニュアルというのを策定しております。これは学校内で起こることが想定されたり、また予防ということでいろんな項目が入っております。例えば登下校中の交通事故があった場合とか、例えば学校内での事故、また不審者が侵入した場合の対応、また火災、地震、台風、そういったものが起きた場合の学校としての対応策、またそういったものをマニュアル化して周知徹底をしているところであります。

また、例えば事故が起きた場合、そういった場合にはうちの町の小学校及び中学校の管理規則というものがあまして、その中で事故報告について規定しております。事故によるけがとか死亡、あつてはならないことですが、そういう場合、また集団食中毒などによる発病とか感染症、重大な非行があった場合、またその他特に校長が報告を要すると認められるものがある場合には速やかに教育委員会に報告しなければならないとしております。

また、施設及び器具類の点検簿関係ですけれども、学校ごとの、先ほどちょっと言いました防災安全チェックリスト、点検簿ですね。それとか、また消防用設備の保守点検、電気工作物の保守点検、プールろ過器とかポンプの点検、特に小学校ですけれども遊具の点検、また受水槽、空調機器の点検、そういったものを定期的実施しており、点検記録簿を保管しております。

今ほどおっしゃられました松岡中学校、永平寺中学校それぞれにも当然点検簿を保管しております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 事故防止対策に関するマニュアルがあるなしにかかわらず日ごろから定期点検を行い、適切な維持管理と生徒指導や施設に関して対応すべきかと思いますが、永平寺中学校の現プール南側に高さ2メートルを越す土どめブロック積みの上に設置されている転落防止柵がありますが、これの金網は大きな穴があいて、また大きく傾いている状況でございます。それで、そうしたことから転落防止柵としての機能は果たしていない状況にあります。

また、そうしたその横の校庭の舗装、これも不等沈下を起こしてしまして、本

当にでこぼこしているという状況です。

そうしたことを考えますと、この永平寺中学校の現プール南側の転落防止柵と不等沈下の改善についてはどのように今後対応していくのかについてお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほどおっしゃられましたプール南側の転落防止柵、約20メートルございます。これにつきましては、冬の除雪等により宅地側にやや傾いている状態であります。

また、アスファルト舗装部分、長さ20メートル、幅2メートル余りですけれども、路盤の枠、アスファルトも亀裂、凹凸が激しい状況であります。この箇所につきましては、今年度にプールの解体工事を計画しておりますので、その際の整地工事を行う際に一緒に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは次に、永平寺中学校の現プールの東側に当たりますが、この場所は九頭竜川の水衝部に当たるところで、この水衝部は水深も深くうずを巻いている危険な箇所でもあります。ところが、校庭から眺めますとこの眺望は白山連峰に連なる山ろくから出てきます九頭竜川の清流とまた浄法寺山とのコントラストがマッチした非常に眺めのよいところで、まれに見る展望箇所であるかと思えます。私も在学時にあそこから白山連峰をいつも眺めておりまして、非常にいいところに住んでいるなという思いでいつもこの永平寺町を見ておりました。

また、しかしながら、現在は野草が茂り、防草シートが見えないほどに生い茂っております、ところどころ残土が流されている状況でございます。こうしたところに子どもたちが景色を見に来たり、また遊びに来たとき、安全な学校施設と言えるのか、これについてまず伺います。

文部科学省では、鹿児島県の霧島市の小学校の転落事故を教訓にいたしまして、転落事故防止に係る教職員の意識向上についての通達を出しているかと思えますが、この永平寺中学校の現プール東側の転落防止柵の新設について、その有無についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今現在、中学校プール東側、九頭竜川向きなんですけれども、約50メートルには転落防止柵が設置されておりません。ただし、そ

んなところへ出入りする部分につきましては、ネットなり防護柵という形で立ち入らないようにという形で設置しております。

この箇所につきましては、今年度、プール解体を行う予定ですが、来年度、その解体した部分をグラウンドの一部として整地したいと考えております。その際に、既存の転落防止柵がちょうどグラウンドの北側、本覚寺さんのほうからずっと川沿いにかけて設置してありますが、それをさらに延長して、今現存しているプールの東側約40メートルか45メートルですけれども、そこに転落防止柵を延長というか、新設をする計画であります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ぜひともお願いいたしたいと思います。

次に、松岡中学校のことに質問をいたしたいと思いますが、松岡中学校の正面を入りますと右側に駐輪場が4棟あります。うち2棟は新設された新しい駐輪場ですが、あとの残り2棟は柱を初め、屋根やはりが老朽化いたしまして金属の腐食が限界値をはるかに超えまして、さびがむくれ上がり、穴が無数にあいております。また、屋根のトタンも同様な状態でありまして、雨漏りがする。また、大きな穴もあいております。

このような施設におきまして、新設の駐輪場と同じく駐輪ナンバーが設置されておりますが、この駐輪場のナンバーがついているのを見ますと、日ごろ子どもたちは自転車の駐輪場として活用しているかと思いますが、冬期間の積雪や台風時の防風、または突風に耐え得る機能を有しているのか。また、安全な学校施設として安全であると言えるのか、その点についてお伺いいたしますとともに、松岡中学校駐輪場の施設改修についてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 松岡中学校の生徒用の駐輪場につきましては、今年度の予算の中で駐輪場の補修及び新規増設、駐輪場を設けていますが、今の通学する生徒の台数から見るとスペース的に不足しているということで、その駐輪場の増設、工事部分を今年度予算化しております。

今委員ご指摘の現存している駐輪場につきましても、さびが大きく出ている、また屋根が雨漏りするような状態も見受けられます。それにつきましても、この修繕の中で今現在4棟あるわけですけれども、全てを精査しまして補修、また塗装をする予定としております。

なお、現在、普通校舎の耐震工事を行っております。この工事の関係で大型車両がこの予定箇所なり付近を通っております、この工事が一応10月には完了し、資材とか重機の搬出が完了する予定となっております。ということで、今、この駐輪場の補修なり、また新規増設につきましては、この工程とあわせて早急に発注していきたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ぜひとも修繕のほうをよろしく願います。

全国学力テストでは福井県は全教科3位以内で、中学校の数学では1位ということで6年連続で上位を維持しておりますが、中でも本町の生徒は優秀な成績であったとさきの本会議の中で教育長からお聞きしておりますが、施設面におきましても行政と学校の教職員、そして保護者の方々、また子どもたちが一体となって学校施設の安全確保に取り組むことが必要かと思えます。

今後ともさらなるソフト面とハード面との取り組みと連携の中で生徒たちが安心して勉強ができるよう、施設環境を構築できますようお願いをいたしまして、学校の施設整備についての質問を終わります。

それでは次に、2番目の通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

通学路は、生活道路の一部であり、生活道路の安全性が確保されなければ通学道路の安全も高まらないかと思えます。子どもたちにとって安全な道路環境は高齢の歩行者や健常者にとっても安全な道路環境でもあります。したがって、通学路の対策は生活道路対策と一緒に進めることが必要かと思えます。

今、永平寺町の重点事項として道路網の整備促進が掲げられておりますが、長年の懸案事項でありました機能補償道路も去る7月17日に開通いたしまして、中部縦貫道路も大野から上志比区間が開通したことによりまして、町内の交通形態は大きくさま変わりをいたしました。このことから、次の点についてお伺いをいたします。

初めに、永平寺町には小中学校の通学路の安全を確保するために必要な通学に関する条例と要綱があるのかについてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 永平寺町においては、小中学校の通学路に関する条例、要綱は定めておりません。ただし、各学校の主要な通学路につきましては、教育委員会に報告するよう指導しているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 今、条例と要綱がないという回答でしたね。通学道路は児童及び生徒が通学のため通常使用する経路であります。この通学道路は誰が指定するのか、伺いたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 通学路につきましては、学校が通学区域の交通事情等を適格に把握し、基本となるような主な道路を通学道路として指定をしております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 本来ならば、この通学道路は校長が交通通学区域の交通事情を適格に把握し、生徒の通学路に適切な道路を通学道路として校長が指定することが必要かと思いますが、この点についてどうですか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほどもちょっとお答えさせていただいたんですけども、今議員さんがおっしゃられるとおり、通学路につきましては学校、校長が責任者ですけれども、通学区域の事情、交通事情等も踏まえたものを把握して安全であると思われるところを通学路として指定しているというのが現状でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 通学道路を指定するに当たりまして、事前に保護者及び関係機関と協議して、そして生徒の安全確保を最優先に考える必要があるかと思いますが、変わりゆく道路網の整備にあわせて、保護者及び関係機関との協議についてはどのように今後対応していくのか、伺います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 通学路は元来、各児童生徒個人の自宅から学校までを指しているものであります。保護者の意見を参考にしながら、学校に至るまでの交通事情とか、また安全面に配慮して、日常、一般に利用されている道路、子どもさんだけでなくして町民の方、またお年寄りも含めた一般の方に利用されている道路を指定しているのが現状でございます。

また、PTAや道路管理者、例えば町道でありましたら町、また県道、国道でありましたら福井土木事務所等を通して、また警察署など関係機関と通学路の点検を実施しており、安全管理に努めている状況でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、学校の指定通学路というのは指定通学路の届出書を毎年出しているのか。また、その通学路の届出書はどの機関に提出しているのかについて伺います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 通学路につきましては、各学校ごとに通学路の台帳を整備してあり、その写しとなりますものを教育委員会事務局のほうに報告をしていただいております。また、通学路の変更、廃止がある場合につきましては、通学路変更届を教育委員会に報告していただいております。

また、特にですけれども、通学路の変更等がありますとやはり児童生徒、またその保護者を初め交通指導等をお願いしております関係者に対してもその旨を周知徹底お願いをしているのが現状でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 学校では通学道路の交通事故を防止するための通学路を定期的に点検し、安全確保に努めることが必要かと思いますが、通学路の指定変更や新規指定についての対応についてはどのようにしていますか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 通学路の今のおっしゃられるのは新規指定とか変更を含めたことだと思われませんが、通常、各学校ごとに、先ほどご説明させていただきましたが、通学路という形で学校が指定している状況です。その中で、やはり例えば道路が新しくできたとか、また工事中であるとか、また危険箇所と認めた場合、そういった場合にはやはり通学路を変更する場合もあるかもしれません。あんまりないと思うんですけれども、それも状況によって変わるかと思うので、その際には先ほど言ったとおり、学校の判断プラス、やはり地域の実情も踏まえながら、また警察、また道路を管理する関係者と連携を密にしながら、そういう対応をしているのが現状でございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 最後になりますが、機能補償道路の開通につきましては、以前からわかっていることから、幾度となく交差点における信号の設置を要望してまいりました。交通量の状態を見てから考慮するとのことでもございました。轟地区におきましては、供用開始前に区民全員に通知をいたしまして、交通安全講習会と、そして区内の交差点での現地実技指導を受けまして、児童生徒を初め高齢者に対しまして安全指導を徹底してまいりました。また、供用開始後の7月19、

20日と、そして7月22日の3日間、区民の皆さん方の有志の方によりまして自主的な交通量調査を実施をいたしました。7月19日には1日4,906台、また7月20日には5,476台、そして22日には5,704台と日増しに交通量は多くなっておりますが、この調査結果につきましては信号機の設置要望書にも添付してあります。

また、児童生徒や老人の交通安全を願って、地元ではでき得る限りの啓発と関係者への働きかけをしておりますが、福井土木では現状の交通量を把握するため、9月下旬から10月初めにかけて交通量の調査を予算のない中、職員で実施する予定であるというふうに聞いております。

こうした中で、町内の学校や教育委員会は、この機能補償道路の開通に当たってこれまでどのような対応をしてきたのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） まず、供用開始前ですけれども、7月5日に町内の校長会がありました。その際に、機能補償道路の供用開始がありますと。それに伴い、児童生徒に対する通学時の安全指導をするように、そういう指示をいたしました。

また、教育委員会としまして児童生徒の安全を確保する面から、通学路が今回供用開始されました機能補償道路を横断する4箇所、轟地区1箇所、野中、浅見地区で3カ所になるわけですけれども、そこに黄色の横断旗、それを設置するように要望しまして、供用開始前には設置がされました。

また、開始の当日、またその翌日、また9月ですけれども2学期の始業——9月2日ですけれども——には教育委員会を初め学校関係者により登校時の見守り、交通状況も把握するという含めて、そういう朝の時間帯の見守り指導を実施しました。

また、上志比中学校では野中地区、浅見地区の保護者と通学路について協議をいたしまして、朝の登校時については町道の牧福島藤巻線と中部縦貫自動車道の間にある田んぼの中を走っています大月地区までの町道ですけれども、そこを朝の登校時には自転車で通学というか通るよというふうな形で通学路の変更をしたところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 生徒指導は学校で生徒指導をしたということですが、これもまたもう一つは関係機関との協議、これもやってきたということですが、父兄へ

の対応というのはこれといった成果が一つも見られないんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今の直接、教育委員会のほうからご父兄の皆さんへという形での例えば安全の周知とか、また登下校の際の各子どもさんへの喚起といますか、そういった直接の文章なり、お願いはした経緯はございません。ただし、各学校におきましては、特に供用開始が夏休み前であったことも含めまして、学校へ来る際、登下校する際はもちろん、夏休み期間中ですね。学校の先生方が手が届かない時間帯、特に夏休みですけれども、そういったことに関しては夏休み中の注意事項なり、また例えばプールへ行く際にはこういうふうな形で交通事故に気をつけなさいよとか、そういった形での父兄の方への周知なり連絡はしているかと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 父兄への対応というのは特にやっていないと。しかし、見守り隊やら、その他いろんな方にお問い合わせしているという回答でしたけれども、じゃ、この父兄の方、また見守り隊の方から横断歩道に関する何か要望などはありませんでしたか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 済みません。新しい道に横断歩道が何カ所が設置されております。特に轟地区の横断歩道、荒谷川からずっと下におりて駅のほうへおりるところの横断歩道、ここが特に通学路としてなっております。そこにつきましては総務課生活安全室ですね、そこといろいろ話していく中で交通指導員さんが朝の時間帯に、子どもさんだけではないですけれども、集落内の方も含めて安全に交通横断できるようにということで交通指導を継続して行っていただけるというようなこともお聞きしまして、町教育委員会としても本当にありがたいことだと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 実を言いますと、自分の家の横をこの機能補償道路が通っています。朝出るときに、福井方面に出ようと思いますとなかなか出られません。たまたま出て、そして国道416号、いわゆる飯島のほうに下がりましたいきますと同じ時間帯であっても飯島の前はスムーズに横断できます。今それほど交通量の形態が変わっています。にもかかわらず、ただ指導員をお願いしたという

だけで関係機関への信号とか、そういうものに対しての働きかけはしていないということ自体がどうも筋違いじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまの信号機の設置につきましては、これは以前6月議会にもご答弁させていただいたとおり、生活安全室あるいは建設課、また福井土木事務所のほうと話を十二分にさせていただいて、交通規制課のほうにも十分要望をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） さきの6月議会でも建設課長のほうからいろんな回答をいただいております。一生懸命努力していただいていることも十分に認識しております。しかし、学校としてどういう対応をしてきたのか、また建設課との連携を図りながら各関係機関にどのような働きかけをしてきたのかについて、私はそこを知りたかったんです。何にも全部建設課のほうに課長に任せておいて、教育課のほうでは何も対応しないのでは、それは子どもを預かる身としてちょっと違うんじゃないかなという考え方から質問させていただきました。

その点について、今後、やはり建設課ともよく連携をとりながらやっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはどのように思いますか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 機能補償道路が開通するというようなことで、その事前に校長会でもいろいろ話し合いしまして、そして学校ではどのぐらいの児童生徒が通るんだ、いつごろ通る、どのようにして通っているのか、そういうようなことをいろいろ話し合いをしまして、そして学校でそれぞれ対応するように指導しているところです。

当日も我々も見にいきまして、轟の例を挙げますと児童さんよりも見守り隊の人のほうが多いというような現状を見まして、それとサカグチさんがいつもあそこで立ってもらっているということでちょっと安心はしたんですけれども、学校としてもいろいろな面で下校のときも単独で帰りますので、そういうようなときにはくれぐれも厳重に注意してもらうように指導はしております。よろしく願います。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 今、教育長のほうから指導員とそして見守り隊のことを言われましたが、時間帯で言いますと7時から8時、いわゆるちょうど通学通勤の時間帯です。これが上下線合わせまして907台という1日交通量の5分の1ぐらいの交通量です。そういうところを子どもさんにただ指導員がいるからといってそれに甘んじているのではどうかと。これからもやはり今後関係機関との協議を重ねていただきまして、いろいろ働きかけをしていただきたいと思います。

最後に、通学路の点検や学校の交通安全教育を推進するためには学校と関係機関、そしてPTAとの連携が必要かと思えます。子どもの安全を考えると、通学路の安全は地域全体の安全にもつながることかと思えますので、今後ともさらなるご指導と関係機関への働きかけをお願いいたしたいと思えます。

質問終わります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、6番、原田君の質問を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私は今回、2点の質問をお願いしたいと思います。

1点目、小中学校など屋内運動場のつり天井落下防止の対策はということ、それからもう一つ、先ほど1番議員からも質問ありましたが、政府の社会保障改革で本町への影響はどうなるのかなという2点であります。

まず1点目、小中学校屋内運動場つり天井落下防止対策はということで、東日本の大震災では学校の屋内運動場などの天井材が全面落下した事象が多数発生したため、昨年の5月以降、有識者会議、これは日本建築防災協会指導の学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議というものらしいんですけども、そこで屋内運動場などの天井の落下防止対策を中心に検討をし、昨年の9月に文部科学省は全国の学校設置者に対し天井などの総点検及び対策を要請しました。一方、国土交通省においては建築基準法施行令を改正して、つり天井に関する技術基準を制定。これは平成25年の8月に公布され、つい最近公布されて、施行というのは平成26年4月からとなっているみたいですけども、そういうことで既存の屋内運動場などのつり天井について点検と対策の手順や内容などをわかりやすく開設した手引書を作成した。これは、文部科学省のホームページにこれらのことが公開されております。

そこで、まず質問ですけども、1点目、本町にも文部科学省、これは県を通じてだとは思いますが、そこから公立学校施設の屋内運動場などの天井などの落下事故に関する状況調査の指示があったと思えますが、いつごろ、どのような内

容で調査の対策はどうか。また、その調査結果はどうだったのか。今後、改修工事の必要な施設はあったのかどうか等をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） それでは、学校施設における非構造部材の耐震対策につきましては、去年、昨年9月文部科学省より通知がありました。また、ことし、本年1月に県より学校の屋内運動場の状況を把握するための調査があり、ことし、平成25年4月現在の調査結果は、国より8月に公表されたところでございます。

詳細の調査項目ですが、対象としまして屋内運動場等の棟数、またそのうちつり天井を有する棟数及び有しない棟数。一定規模、これは国土交通省が言っている一定規模なんですけれども、天井高が6メートル以上、かつ天井面積200平米以上の棟数があるかどうか。また、それに該当しない棟数は幾つかということと、それぞれにつきまして総点検を実施したかどうか、また対策の実施済みの棟数についてはどうかというふうな調査内容でございました。

本町の現状ですが、屋内運動場は小学校、中学校体育館10棟あります。また、文部科学省の調査対象としまして武道場も含まれておりますので、永平寺中学校武道場1カ所を含めまして合計11カ所を対象としました。

そのうち、つり天井を有するのは松岡小学校、御陵小学校、志比小学校、志比南小学校、志比北小学校の屋内運動場、体育館と、永平寺中学校の武道場の計6カ所でございます。しかし、ことし8月に国土交通省から天井脱落対策に関する新たな基準が示され、あわせて文部科学省よりつり天井を有する屋内運動場等を新基準に基づいて総点検するように指示がありました。

国土交通省の基準では先ほど言いました一定規模、天井高6メートル以上、かつ天井面積200平米以上の非構造物、天井についてを示しているんですが、その場合は本町は3カ所となります。松岡小学校、御陵小学校、志比小学校の3カ所になるわけなんですけれども、文部科学省としてはその屋内運動場、体育館は児童生徒の学習生活の場であり、また地域の避難所となる学校施設の特徴があるということ踏まえ、より安全性を考慮する必要があるということなので、文部科学省としましては天井高が6メートル以上ある建物、または面積が200平米以上の施設も総点検するように再度指示をされたところでございます。

そうしますと、町としましては今現在つり天井のある6施設全ての点検を再度行い、その状況を判断して、必要に応じた対策を今後講じていきたいと考えて

いるところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 今6カ所をお聞きしますと、松岡小学校も入っていますわね。これは本最近建てたということで、つり天井に対しては耐震は十分なされているんだと。かつ、その天井部材は何か発泡スチロールみたいな軽いもので、もし仮に落下しても何ともないということで、その辺の対策は新しい建物ですから。当時からつり天井の問題ありましたから十分だというようなお話を聞いているんですけども、この辺もやはり何か問題あるというような形になっているんですか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今、議員さんのこれはご指摘ありました松岡小学校です。松岡小学校は、平成22年度に完成というか、できた体育館でございます。また、ほかの例えば志比小学校ですと平成23年度に体育館そのものの耐震工事を施工しました。その際に、志比小学校の場合ですと天井を一旦取り払いまして、再度、耐震天井工法という形でつけ直したというか、補修をした経緯があります。当然、松岡小学校につきましても新築ですからそういう耐震天井工法という形をとりまして、例えば天井にすき間というか、ずれても余裕があるようなクリアランスなんかを設けるとか、また取り付け方法等も工夫して工法をしております。

ところが、ことし、先ほど言いました8月に国土交通省が新しい基準で天井について照らし合わせて、もう一度再点検をするようにという指導があり、なおかつ文部科学省のほうからも今現在、つり天井になっている箇所につきましては再度総点検を実施するようにという指導がありましたので、新しい基準に従い、またその点検フローチャートに従いながら、点検につきましては松岡小学校体育館も含めてしていくような形で考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） そうすると、今課長の答弁ではこのつり天井が6カ所該当するというので、一応新基準の指示があつて、この辺を対象ですよという報告だけで、これから問題があるやなしやについては今後の調査に委ねていくということで、とりあえずは文部科学省が指示する対象の中には入っているというご答弁でしょうかね。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、対象

としてうちの町内の体育館が含まれるということでありまして、新しい基準に適合しているかどうかも含めた現況の調査を再度総点検をするという形で対応していきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それでは、つり天井以外でも、例えばバスケットのゴールや照明器具、そういうところの取り付け部分の耐震の点検の結果はどうだったのか、その辺も当然落下物としてはつり天井でなくてもいろいろ危惧されるころなので教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほどありました、今回の場合、つり天井以外、天井がなくても照明灯とか、スピーカーとか、そういったものが天井に取りつけてある体育館がほとんどでございます。そういった観点から、ことし4月の点検、確認の際には、これはあくまでも目視、目で見える検査でしたけれども、落下物等においては支障がない。高いところまでは上ることはできませんでしたが、大丈夫だと。

また、23年、22年に耐震補強工事を行いまして、そのときに先ほど言いました天井の耐震天井工法をとりましたので、その際には照明器具なんかも外しまして、また取り付けをしたということを含めて、異常はないというふうな形で報告させていただきました。

ただし、先ほど言いましたとおり、ことし8月に新しい基準が出たものですから、その基準に基づいて、例えば照明器具がこういうビスなりボルトで締めてあるんですけども、その角度はどうだとか、また締めつけのトルクはどうなのか、そういったいろんな細かい点検項目等が指導されておりますので、そういった観点から言いますと、町内の小中学校の体育館、また武道場も含めてですけども、今回の点検の対象ということで全ての施設を再度点検をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それと、今、小中学校のことですけども、それ以外の公共施設の、例えばホールなどとかのつり天井というのを、例えばふれセンとかサンサンホール、松岡公民館とか開発センターとか、それから翠荘。幼稚園なんかは多分1階建てですからそんな該当しないんでないかなと思いますけれども、あと松岡B&G海洋センターにも体育館ありますし、そのような学校施設以外の公共

施設ですね。それらについては、これは文部科学省の指示ですから、これらは該当にはなっていないと思うんですけども、町としてはどう。これも同じことだと思うんで、その辺についてちょっとお尋ねします。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） 生涯学習課所管の公共施設につきましてですが、つり天井でありましたのはふれあいセンターアリーナ、多目的ホール、及びサンサンホール、開発センター3階大ホール、松岡公民館4階ホール、ふるさと学習館2階ふれあい広場が該当いたします

図面及び点検口より天井裏に入りまして、目視、それと入れるところは打音検査もいたしました。天井のゆがみや垂れ下がり、クリップ等の外れ等は生じておりませんでした。

今後、国土交通省の天井の脱落防止対策について指針が示されれば、再度調査点検を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 今ほどのご質問ですが、永平寺町には幼稚園8カ所と幼稚園2カ所ございます。幼稚園、幼稚園につきましては保育室がつり天井となっておりますし、遊戯室については一部の遊戯室がつり天井となっております。

それから、先ほど学校教育課長も答弁いたしました。昨年9月に文部科学省通知で学校施設、子育て支援課の管轄としましては幼稚園、2つの幼稚園でございますが、屋内運動場等の点検並びに、ことしの1月に県の教育委員会からつり天井に関する通知が学校教育課を通じて子育て支援課のほうにございました。それを受けまして、県の学校施設におけるつり天井の調査対象といたしましては松岡幼稚園と吉野幼稚園。これにつきましては、先ほど答弁のとおり天井高が6メートルを超えるもの、面積要件が200平米を超えるものが調査対象となっておりますので、2つの幼稚園については該当はしていません。

現在のところ、幼稚園を所管しています厚生労働省からはこのつり天井に関する通知等については来ておりません。しかしながら、ことしの5月、この調査を受けまして全ての幼稚園、幼稚園につきましてつり天井に関するものと天井を点検いたしましたところ、異常は見つかっておりません。

現在、毎月行っております施設内の設備点検、天井確認も調査対象に加えまし

て、ほかの設備同様に点検を徹底しているところでございますし、今後とも子どもたちの安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 福祉保健課の所管の施設につきまして、翠荘、やすらぎの郷、永寿苑など各ホールが200平米以上のつり天井というふうに考えております。けれども、高さが若干足りないというんですか、低い場所がありまして、今後、ほかの施設と同様にして点検などをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 監理課のほうからは開発センターについてご説明させていただきます。

開発センターのホールは、金属下地を使用したつり天井型で、高さは4.2メートルとなっております。国土交通省から示されたつり天井の脱落対策では、対象となる建物が先ほど言いましたとおり、天井高6メートルを超える部分で面積が200平方メートルを超えるものと言われておりますが、当センターは今回、高さが4.2メートルという観点から対象にはなっておりません。しかしながら、天井防止対策につきましては点検等を行いまして現在は異常ありませんが、今後も継続的に点検を実施し所要の措置を実施するなど町民の安全確保と施設の保全に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 文科省の指示は6メートル以上、または200平米以上ということみたいですが、例えば幼稚園でいいますとそんな高さなくとも相手が小さいお子さんですから、もしそういう落下物があればかなりのことが予想されるということですから、このような指示を機会に、今申し上げた各課担当のそれぞれの施設についてぜひともつり天井を6メートル以上ということじゃなしに、きちんとこのような機会にぜひ調べていただいて、いろんな心配がないように、危惧がないようにぜひしていただきたいと思います。

それからあと屋内運動場、それから今のホール以外の施設、例えばプールですね。プールなんかは恐らく全部外にあるんじゃないかなと思いますから、そんな

関係はないんじゃないかと思えますし、トンネルなんかも落下ありましたね。あれは、トンネルは1カ所、永平寺ダムへ行くとところにトンネルあるというんですけれども、そこも多分つり天井というのではないと思えますけれども、確認だけさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、志比のほうから永平寺ダムに通じるところに町道の中に157メートルのトンネルがございますが、おっしゃったとおりつり下げ天井の構造物がございます。

また、中部縦貫自動車道の越坂トンネルにつきましても同様でございます。つり下げ天井ではないということで、ただ、今、本日から10月のたしか19日までですかね、片側交互通行によって補修の点検にただいま入っております。その中で、強制排気ファンが3カ所ついておりますが、これはトンネルの道路トンネル技術基準の中で、今の1、150メートルの距離の中では必要がないということで、危険物を置いておくというよりは撤去したほうが良いということで、今回の補修の中にあわせて撤去をすることになってございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川 伸君） B&Gのプールでございますが、屋外で天井はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 大体わかりました。

以上で1つ目の質問は終わります。

それでは、2番目の政府の社会保障改革で本町への影響は！という質問に入らせていただきます。

ことしの8月初に、政府の社会保障国民会議が社会保障改革（構造改革）の報告書をまとめて、それを踏まえて政府は8月21日、社会保障改革の法整備や実施の時期を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定した旨の新聞報道がありました。これは先ほど住民生活課長のほうからも1番議員の答弁でありましたけれども、そういうことで、法案骨子の要旨というのかなり詳細に記載されておりました。

あくまでも現時点では閣議決定の段階で法案成立までには紆余曲折も予想され

ますが、改革の3つの骨子の一つに医療・介護分野における「中央集権」から「地方分権」への転換があり、市町村行政に他大な影響が危惧されるので、問題点を今の段階で早目に議論しておくのが私は必要だと思いましたので、幾つかの項目についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目、国民会議の報告書は国保の課題として赤字構造や小規模保険者の不安定な財政運営、市町村間の保険料格差などを指摘しておりまして、こうした課題解消のため、国保の運営を市町村から都道府県に移す——これも1番議員の質問にありましたけど——となっています。仮に平成29年度までとなっている県移管が実現しますと本町が受けるメリット、デメリットにはどのようなものが想定されるのか。

先ほど1番議員の質問では保険料はどうなりますかというのにつけては、県平均が9万4,000円、町は8万6,000円ですから少し上がっていくんじゃないかなというような答弁もありました。

もう少し中身を砕いて私のほうは、例えば人間ドックなんかの助成もやっておりますわね。本町の場合はかなりドックへの助成は厚いと思っております。私もつい先日行ってきたんですけれども、私の場合は1泊2日の済生会病院へ行ってきたんですけれども、1泊2日ですと大体本町では5万円ぐらいの補助があるんですけれども、福井市なんかから来た人に聞いてみますと一万三、四千元だと、助成はということで、えっ、永平寺町はそんなに負担してもらえるんですかと。ただし、2年に1回ですよというようなことも含めてお話ししていたんですけれども、本町の場合はかなり助成率が高いんだなということはそんなことからわかりますし、インターネットで各県内の市町村のいろいろ人間ドックの負担なんかも見てみますと、やはり永平寺町はかなり高いと。たくさんしてもらっているというようなこと。そうなりますと、それが県一本になるとちょっと心配な面がある。

それから、特定健診審査とか、それからその審査の後の特定保健指導なんかがありますね。これらについても本町はかなり手厚いと思うんですね。そして、ドックから帰ってきましたしてしばらくたちましたら、住民生活課のほうから電話ありまして、ちょっと役場のほうへ来てくださいということで少しいろんなことで、メタボなんかの腰回りですね、それで多少ひっかかっておりますので、ぜひとも指導を受けてくださいということで、済生会でやったものですから済生会の指導を受けても町でちゃんとその辺は負担しますよということをおっしゃったんで、えっ

ということで。私の場合はそれまでに町内の病院へ行って一応こういう薬を飲みなさいということで、悪玉コレステロールを下げるような薬をいただいてそれで処置していたものですから、それは該当外ですよということになったんですけれども、そういうフォローもかなりきちんと本町ではされていると。

それから、平成22年度から25年度にわたる一般財源からの補填がありましたね。毎年2,000万ずつということで。これは今年度はないわけですがけれども、この辺の財源不足の問題、その他まだいろいろあると思うんですけれども、それらを含めて本町への考えられる影響について、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいまのご質問でございますが、先ほども申しましたとおり、社会保険制度改革のプログラム法案が臨時国会に提出する段階でございますので、現時点では明確な回答をすることはできませんが、国保事業における現在の各市町の取り組み状況の違いから懸念されることについて挙げさせていただきます。

まずはご指摘の保険事業についてですが、保険事業につきましては本町は平成22年度から県内で唯一、対象者全ての方を無料で受診していただいております。また、心電図、眼底、貧血検査等も全ての方に追加項目として取り入れております。さらに充実した検診内容で取り組んでいるところでございます。

そこで、特定健診に係る財源につきましては、基準額の3分の1が国庫、3分の1が県でありますので、残る3分の1以上は国保会計の一般財源となっておりますが、県に移行した場合、この追加した検診項目の財源の確保ができなければ、従来のように個人負担をいただくか、一般会計からの繰入金があれば検診内容の現状維持は難しくなるのではないかと考えております。

さらに、人間ドックについても、1日ドック、脳ドックについては2万5,000円と、2日ドック、併用ドックにつきましては5万円と、県内においては受診者に対する助成額を高く設定しておりますので、これにつきましても一般財源が確保できなければ助成額の減額もあり得ることと考えております。

ただ、国民会議の報告におきましては、保険料の賦課徴収、保健事業などは引き続き市町村が担うことが適切であり、市町村が保険料収納や医療費的成果へのインセンティブを損なうことのないような仕組みの検討というふうにあるために、現状から大きく変わることがないように県との調整に努めていかなければな

らないと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） そうしますと、県で一本化されるということになれば、保険料は若干高くなるし、サービスも少し落ちるんじゃないかということが危惧されるということで、今課長のご答弁のそういうことも町村単位でできるということで少し歯どめをかけていきたいということらしいですけれども、あんまりいい話ではないなど、本町にとってはそういうことですね。

例えばこれの保険料が安いのは、やはり池田町とかという比較的病院なり、そういうところの使い勝手が悪いといえますか、そういうところでは、小規模市町村ほどかなり保険料というのは安くなっているというふうには伺っていますので、その辺は県の一本化に向けてぜひ問題点をきちんと申し上げていただいで、その辺が一本化に向けてのいろんな検討課題ということなんで、いわゆる小規模市町村から声を上げていただきたいなど。仮にそういうお話が進んでくれば、ぜひお願いしておきます。

それからもう一つ、今度は福祉保健課長の担当かと思えますけれども、介護保険改革では介護の必要性が低い要支援の人のサービスを介護保険対象から段階的に——これは段階的にというのは平成27年度から29年度ですけれども——切り離して市町村事業に移行すると示されております。ただ、田村厚生労働大臣は、財源は介護保険から同じように出る、今は画一的なメニューしかできない、自治体が努力すれば質を落とさず効率化を果たせると言っているのが、このちょっと意味が私には理解できなかったものですから、いろいろ専門家の方にお聞きしますと、介護保険の要支援者を今の保険給付から地域支援事業の対象に移していくんだと。この地域支援事業に移して、ボランティア、NPOなどを活用して、柔軟、効率的に実施することだとおっしゃっていました。その根拠というのは、財務省の諮問機関である財政制度等審議会、これも軽度者を保険給付の対象から除外し地域支援事業などを受け皿とするということを求めているということであるとのことであります。このことから、自治体によっていろいろ差が出てくるんじゃないか、サービスに差が出てくるんじゃないかなと懸念する専門家も多いと聞きます。

こういう要支援者をいわゆる保険給付から移すということについては、介護保険給付費は平成25年度、2013年度で9兆4,000億、それから団塊の世

代が75歳ぐらいになる2025年で十何年後ですね。オリンピックの5年後ぐらいですけれども、21兆円に膨らんでいくという試算があると。そうすると、介護保険料も現在では全国平均大体5,000円ですけれども、これが8,200円まで上昇していくんだというようなことがあるんだと。背景にそういうことがあるんだという報道であります。

それで質問ですけど、まず本町の介護保険の要支援者の被保険者の数、全国では約150万人おられるということですが、事後報告では昨年3月31日現在の数というのは記載されておりますから大体の見当は聞くんですけども、最近調べられたそういう調査結果があれば教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

永平寺町におきます介護認定者数は、25年7月末現在、936人でございます。そのうち、要支援の方は188人で、認定者全体の約2割の方が要支援の方でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それでは、2番目の質問ですけれども、介護保険給付費の中で要支援1、2の被保険者に対する経費、それは全体の何%ぐらいなのかということ。また、受けている介護サービスはどのようなものかなということ、先ほどこれは要支援についてはデイサービスが週1回ぐらいで、介護ヘルパーも週1回1時間。大体要支援の2でデイサービスは週2回で、介護ヘルパーの1時間程度の支援というのが2回程度だというような答弁があったかとは思いますが、この辺、それをまず教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

平成20年度決算におきます介護給付費総額は、永平寺町におきまして15億8,400万でございます。そのうち、要支援1、2の方への給付費は4,400万、全体の約2.8%を占めております。

訂正させていただきます。15億8,400万でございます。

○6番（原田武紀君） 介護保険の総額が15億か16億。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 15億8,400万です。

○6番（原田武紀君） 総額で。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 総額で。

○6番（原田武紀君） 決算の総額がやぞ。

○福祉保健課長（山田幸稔君） はい。

○6番（原田武紀君） ほんでいいんか。総額のうちやでそれでいい。

○福祉保健課長（山田幸稔君） はい。15億8,400万でございます。

今、要支援1、2の方は4,400万でございます。全体の2.8%でございます。

済みません。

そして、今受けているサービスの内容としましては、ヘルパーが自宅に訪問し、介護の援助を行います訪問介護サービス、デイサービスセンターなどに通う通所介護サービス、在宅における生活支援のための福祉用具貸与などがございます。また、認知症の方が通所できる小規模多機能施設をご利用される方もおられます。デイサービスセンターへの利用回数でございますが、要支援の方は週1回、要支援2の方は週2回程度が目安となっております。

質問はサービスの内容ということで、以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） それでは、仮に保険給付から地域支援事業に移行するということですから、これについては第1号被保険者の、これは恐らく今第5期、第6期というのは平成27年の4月からですけれども、介護保険料が変わる可能性があるんですけれども、それについては高くなるんか低くなるんか。これは介護予防事業については今の保険給付と同じような、1号被保険者と2号被保険者で半分背負って、あと国25%、県は12.5%、市町は12.5%だということみたいですけれども、その予防事業のほうはね。地域支援事業の中の予防事業ですよ。

もう一つ、包括支援事業と任意事業というのがあって、どうも私はその任意事業というのが問題じゃないかなと。市町村格差が進むというのはこの辺でないかなと思っているんですけれども、これについてはちょっとインターネットなんかで引いた資料によるとどんなものがあるんかといったら、地域介護教室とか、認知症サポーター養成事業、紙おむつ購入助成券支給事業とか、ショートステイの分とか、家族介護の慰労金の支給とか、青年貢献人の制度の利用支援とか、いろいろ食の自立支援配食サービスとか、こんなものがあるわけですね。だからこの辺でかなり市町村によって差が出てくるどうも可能性があるんじゃないかなと

おります。

まず、介護保険料的にはどう変わるのかなど。教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） ご質問にお答えさせていただきます。8月21に閣議決定されました社会保障改革の介護保険法改正案は、平成27年度から要支援1、2の方は給付事業から地域支援事業に移行すると聞いております。給付費及び地域支援事業における第1号被保険者の負担割合はそれぞれ21%でございます。

地域支援事業に移行したとしても、介護保険料への影響はないのではないかと考えております。

ただ、介護保険料がふえる要因といたしましては、先ほど議員さんが述べられたとおり、利用者の数の増などによる費用の増加が主なことでございまして、介護給付費及び地域支援事業費が今後ふえた場合、第6期計画における介護保険料の改定が必要になるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） あと、市町村にボランティアやNPOの活用を図ってほしいというようなことらしいんですけども、なかなか進まないと思うので、現在、デイサービスで活動されているボランティアの方おりますね。どれくらいの方がおられるんかだけちょっと教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。ボランティアの数でございすけれども、今、永平寺町には永平寺ハウス、松岡デイサービス、永平寺デイサービス、上志比デイサービスセンターがございす。その中のボランティアの数ですけれども、大体一月当たりですけれども、永平寺ハウスは大体22人、松岡デイサービスセンターは21人、永平寺デイサービスセンターは月平均大体15人、上志比デイサービスセンターは大体6人ぐらいがボランティアとして活動していただいております。

以上です。

○6番（原田武紀君） 永平寺は何人？

○福祉保健課長（山田幸稔君） 永平寺デイサービスセンターは15名でございす。上志比が6名でございす。

○6番（原田武紀君） 永平寺ハウスが22人だね。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 永平寺ハウスは22人です。

○6番（原田武紀君） あの永平寺というのは、社協が入っている永平寺やね。

○福祉保健課長（山田幸稔君） そうでございます。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） お聞きしますとかなりの数の方がやっておられるということで、これ以上ふやすということがどうかなということなんでしょうけれども、それはそれとして。

あと、4番目としまして、介護保険を利用する高所得者の負担割合を現行の1割からふやしていくんだと。この高所得者という定義というのはどのようなことになるんでしょうかね。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） お答えいたします。高所得者の定義ということでございますか。よろしいんですか。

○6番（原田武紀君） はい。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 制度改正議論の中ではまだはっきりしているわけではございませんけれども、年収320万、年金収入200万円以上としての認定される可能性が高いと言われております。まだ確実な情報ではございませんが、そのような情報でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 320万で年金に限っては200万以上、年間。そうするとかなりの人が該当してしまうんですね。

わかりました。

それで、あとデイサービスの事業としては社協がやっておる松岡、永平寺、上志比、それからほっこりがありますね。それから民間では永平寺ハウス。それからいちごデイサービスセンター松岡。これは小さい、小規模で12名ほどらしいんですけれども、そんなのがあるということで、これがいろんな形で影響を受けてくるんじゃないかなと。デイサービス、例えば要支援の方が今、例えば要支援2ですと、デイサービスというのは週2回受けておられるんだということになると、介護ヘルパーは週2回程度で掃除とか洗濯を1時間程度支援を受けているということみたいですがけれども、その辺の質が若干落ちてこないかなという心配が

あります。

一方で、私も介護保険の特別会計をずっと見てみたんですけども、決算ベースで決算書をずっと拾っていったら、平成13年度でサービス事業勘定が別に分かれておいて、それを合わせて13億6,400万ですか。それから24年度、この新しい決算書では16億6,000万ということで、この6年の間に2億9千幾らですか、約3億円、6年間で介護保険特別会計、介護保険の費用が上がっているということですから、決算ベースで年平均5,000万ぐらい上がっているのかなと。毎年毎年膨らんでいるというようなあれですので、その辺についてもいろんな形での不安があって、この新しい改革というのを少し、本町に対する影響も含めてきちんと見ていかなあかんという感じはしておりますので、その辺も含めて少しいろいろ質問させていただいたんで、今後もあらゆる機会を通じて少し、まだ決まるまでは何もわからないんだということじゃなしに、想定されるのはいろんなこういうことがありますよということの中で議論をさせていただきたいなと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤博夫君）　ここで40分まで暫時休憩いたします。

（午後 2時 分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（伊藤博夫君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、上坂君の質問を許します。

10番上坂君。

○10番（上坂久則君）　きょう4問通告してありますけれども、唯一、町長の出馬を聞くという通告は私だけでございますので、4問目を時間をかけたいと思いますので、1番、2番、3番、極端に言うたらイエス、ノーぐらいの返答で結構ですから、よろしく願いをしておきます。

1番目ですけれども、上水道の料金負担の公平さ、これいつ実現するのかと。もし軽減してあるとすればどのような根拠であるのかと。

私、なぜこれ聞くといいますと、禅の里温泉があったときに上志比の人から、下水道料金が上がってねという話でね。確かにそう言うと、上志比の場合、定額制から定量制へという下水道変わっていますから、家族が多いとか、あるいは赤ちゃんが生まれて、やっぱりそうすると水を使う量が多くなるんですね。という

話で、いや、それはもう合併して統一ですから本当に協力ありがとうございましたと、別に私お礼言わんでもいいんですけども、一応説明はしておきました。

そしたら続いて、その全部の公共料金って本当に永平寺町全部が公平な負担をしているんやろうねと聞かれましたんで、私、最近の情報というのは聞いていませんから、この答えはきょうのテレビの一般質問でお答えをしますということで、その方には説明をしたんです。それで、課長、今の現状どうなっていますか。

○議長（伊藤博夫君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） ただいまの上坂議員さんのご質問ですが、まず水道ですね。水道全体の事業につきましては、これまで何回か申し上げましたように、合併後、永平寺、上志比は簡易水道、松岡は上水道という形で運営管理をしておりました。

水道の料金ですね。水道の料金も平成21年の4月から全町統一で料金体制を行って、経営を行っているところでございます。

こうした中で、一部の地区が料金が軽減されて公平差を欠いているのじゃないかというご質問だと思いますけど、実はこれもちょっと何回か申し上げましたように、松岡地区の一部の地区で旧簡易水道組合、これはずっと長年やっていたで、町の上水道に入ってくださいということで働きかけをさせていただいたところでございます。その結果、昨年8月1日から上水道に加入していただきまして、料金徴収、管理、水質検査、そういうことを町のほうでやらせていただいております。

この料金でございますが、料金は実はこの地区は旧簡易水道組合の料金、この料金体制で取っています。根拠と申しますと、実は去年8月に入っていただきましたが、実際まだ町の水道はつながっておりません。旧組合の水道で各家庭に供給しているわけでございますが、実際、その考え方、根拠としましては旧施設の水をそのまま使っていることで現在も前の料金ですか、町の料金から減額しているという考え方よりも、前の料金でそのまま上水道に引き継いだ考えでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 金額ベースで、俗に言う一般の統一された料金と今説明あったことは私は全然理解しませんが、一体金額ベースでどれくらい違うんですか、1カ月間。

○議長（伊藤博夫君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 金額ベースで、現在、町の料金から比較しますと4分の3、75%ですね。基本料、また10トン以上の超過水量、これ全部、前の組合は4分の3というんですか、率でいいますと4分の3ですね。金額的にはこれを知ることによって、現在、両地区で今のままの水道を使っている方が68契約件数ですね。ちょっと戸数はもうちょっと少ないんですけど、68戸で、金額が毎月前後しますけど3万3,000円ほどの減額になります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 乱暴にそれを単純に割れば200円ぐらいですか、ざっとね。年間にすると2,400円。合併する前から言うたら、掛ける8年以上になると、やっぱり何万円という金額になるんですね。しかもいつそれができるかわからんのときにね。私、テレビ見たときに、じゃ、簡易水道の管理、水の管理やとか安全面。それから、じゃもし万が一、今そこで接続してないからといって、じゃ壊れた場合の維持補修の管理は町は全くないという理解でいいんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（伊藤博夫君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） まず、水質の管理ですね。これは、今まで組合が町に委託しまして、町の業者のもとでやっていたんですけど、今は同じなんですけど、町が通常の上水道、旧簡水の業者とあれしまして、ここの組合に関しましても検査を進めております。

例えば漏水とか、そういう故障した場合には昨年から町のほうで全部維持管理をしているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 今の説明を聞いてて、町民の人が同じように水の安全面は町が保証している。それから、水質管理等の経費も町が持っている。今そのまま使われていて、万が一修理が必要やとか、天災もあればいつどうなるかわからんわけですから、そのときにも町が負担する。けども、料金だけ低減するなんてことは、私は理解をしてくれないと思いますよ。

ですから、今までどおり水の管理も、それは向こうの組合のほうの負担をしている。それから、万が一の事故等、これは天災問わずしてですよ、その費用も組合が持つというんなら、それはやむ得んねと言うけど、リスクは背負うは、安全

面は町で保証する、それで低減するなんていうことは根拠になりません。一度またよく庁内で見当してください。返答はもらいませんから。本当の真の公平というのは、ちゃんと町が責任持って実施している以上、与えるサービスも公平でないといかん。当然負担すべき料金も、何も多く取れとは言っていないわけですから、その辺での真の公平さとは一体何なんやと。それは改めて検討を強く要求しておきます。

この質問はこれで終わりますが。

○議長（伊藤博夫君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 今のご質問ございましたように、料金の統一は早急に図りたいとは思っていますが、これは実際、町の水道からの接続というんですか、これは当該地区だけでなしに、その上部地区、上吉野地区、こういう面を含めた全体の計画というのか、現在、進めております。ことしと26年度で配水池、また送水管、配水管等の整備事業を行いますので、それを着実に事業の進捗を進めさせていただきまして、平成27年の4月には当該の地区も連結しまして、早急に料金統一を図りたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そういう答えをもらうと余計理解できないんだよね。だって、現実に町のつなげないという状況があって8年間町がしなかったわけやね。俗に言う不作為とは言いませんけれども、そういうふうなことであれば確かにわかりますよ。そやけど、8年前から合併するわけですから、どうぞ水道に加入してくださいとお願いしたけれども、その地区は拒否したわけですから。ようやく去年になって加わる。まだ本管につないでないから料金は、町がサービスで安くすると言うたのか、向こうから強い要望があったのかはそれ以上は聞きませんが、どっちにしてもそんな答弁では私は理解できません。

まあ終わります。

次、2番目に行きます。

これもまた難しい問題で、歴史教育についてということで。最近の外国、近辺ですから、中国にしてでも韓国にしてでも本当の侵略なのか進出なのかという。また総理もその定義がどうのこうのと言うてえらい問題になっていますけれども、やっぱり国の国家間、国の正しい歴史というのは本当に誰が教えるのかなということ。この質問に際しまして順番に、これ、普通の人が、町民の人が聞いていますから、一体歴史の教育というものは国が関与しているのかしてないの

か。それは関与しているとすればどういうふうなことに基づいて具体的に関与しているのか。短くて結構ですから。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 学校で行われている授業につきましては、教科書を使って指導します。その教科書といいますのは、文部科学省の検定を受けて。その検定を受けた教科書をいろいろ何社もありますので、何種類もありますので、それを地区で選定しまして教科書を選んでいきます。それを使って教科書で指導するということになっています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 俗に言う指導要綱に基づいて、その枠の中で歴史を教えていると。

私の経験上いくと、たしか中学生だったですかね。まだ沖縄が返還してないときに、その当時の社会科の先生が、今そんなこと言うたら大変かもわからんけれども、沖縄は日本の固有の領土であるという。これは北方もそうですけれども。それを教科書には書いてないし、ないけれども日本の国土で間違いはないという、私はその印象が強く残ってしまっていて、ああ、やっぱりこうやってみると、今、さまざま、隣の韓国にしても1965年ですか、戦争の是非は、戦争をしたらあかんことは絶対間違いのないわけですから。そのときに戦後の賠償として1965年の日韓の条約において、賠償金というか、800億円ですかね。ですから、それを多分その当時はドルベースにしたら365円でしょうからね。それを掛ける物価で言うたら恐らく数兆円になるんじゃないですかね。それで一切の賠償は求めないという。これ、私も何回も読みましたけれども、そういうふうに誰が見ても理解できるんですね。

ところが今になってから、やれ、戦争を何とかという橋下さんみたいな乱暴なことは言いませんけれども、やはり日本に来たときの労働対価を払えとか、それからある部分では日本の島から仏像があったときに盗んでいって、これは持ち主がはっきりするまで返さんとか、もう理解しにくいようなことがあるんですね。ですから、それだけにこれは微妙なことですから、教育長に後で答弁求めて何かあるとまずいですから聞きませんが。

私も指導要綱見たときに、小学校の、これ4年、5年ですね。3年から始まるんですね。4年やって、5年から。中学校行くともっと大きな。これもよく読

んだけれども、確かに文章的に言えばすばらしいけど、実際教える先生は大変やろうなというふうに率直に思います。だって、歴史の評価なんて誰もわからんわけですから。

これ、提案として聞いていただければいいんですけども。アメリカの場合でいきますと歴史の評価の場合は、いろんな子どもが意見を絶対統一しないと。いろんな歴史に対する評価があってもいいと。そのかわり、今であればパソコンで歴史の事実ぐらいいは取れたり、それから自分たちで生徒でいいか悪いとか、どう評価するかというのを自分で考えると。最終的には自分の親ね。日本であれば義務教育まで当然親の責任ですから、やっぱりあの戦争はどうだったのか。今後日本というのはどうあるべきかということもやっぱりちゃんと両親から、あるいは保護者のほうから聞いて、それをやっぱり歴史の教育の中で生かしてほしいなというふうに本当に強く思いますね。そうしないととんでもない間違っただ歴史になるのかなという。

何か今、えらい尖閣列島でどんどん自衛隊つくってやるというけれども、それは日本の国を、私は自分の息子に言ったことあるんですよ。自分の愛する妻や子どもの命にかかわれば、それは男やからあなたは死になさいと。ただし、わけのわからん権力、昔で言うたら、今でもそうかもわかりませんが、いろんな実情において家族以外の権力者から、たった戦前みたいな赤紙1枚で行ってきますと。私の知り合いでも32で行った人がいて、5人の子どもを置いて、行ったら亡くなったと。死んだら靖国でお会いできます。ぜひお参りしてください。それを信じて亡くなったって聞きましたね。これも禅の里の人で、90ぐらいの人ですかね。戦争はどうですかねと言ったら、絶対今したらあかん。強くそれを、あんたたちまだ若いんやから自分の子どもや孫を通じて戦争は絶対やっちゃならん。その辺の一番守るのは国の歴史、文化というのを、それがやっぱり背骨の中に、腹の中にちゃんとないと、人が言うたからはいい、はい、右行ったり左行ったりということになるんで、歴史の教育、これはひとつ改めて、本当に親を中心に義務教育の子どもたちにぜひ考えてほしいと。それを強くお願いをして質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今ほどおっしゃられたとおり、歴史の評価どうのこうのという話ですけども、基本的に社会科の歴史の授業におきましては、社会科の先生方でよく言われている合言葉みたいな言葉があるんですけども、「歴史を教

えるのではなくて、歴史から何を学ぶのか」というようなことを中心に今社会科の授業で取り組んでいると。特にやはりいろいろな事実があるんですけども、今、そういう歴史とか文化財とか、そういう日本の国のよさを再認識しましょう。あるいは国際的なことを考えながら、平和に、民主的にやるような、そういう下地をつくっていきましょう。そういうようなのをベースに社会科の授業を進めているところです。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） どうも丁寧にありがとうございました。その答え、指導要綱に書いてありましたね、ちゃんとね。

じゃ、3番目、きょうも先ほど何人かの議員さんのほうで要支援1、2がなくなったらどうするとか、そういう質問もありましたし、制度設計がわからんときにわからん質問するのは、私、そこまで理解の仕方ができないんで。

今、健康施設の禅の里、私もこれで六、七回は行っていますかね。なるべく時間帯を変えて行っているんですね。どういうふうな対応をしているのか。それから、時間帯によって利用する方も違うお顔が見えたりとか、いろんなことを聞いて、その中でますます家に引きこもらせないで外へ出すという。CAMU湯へ行っていた人ですね。前は200円で入れたんやけれども、今度400円と。障がい者の方が250円ですかね。そういう中で、議員ね、あなたは400円はやすいかもわかりませんが、年金45万か50万しかない人が1回200円上がると、当然使う回数が減るんですよと。ですから、それ何とかならんのけのと言うから、いや、入浴料は一旦これはちゃんと決めたことですから、それはあなただけはいいいとか、そんなことは誰があってもできませんよと。ただし、いつまでも、その人も八十幾つですかね、ぐらいの人で、健康を守るためにはやっぱり医者へ行って薬飲むのもいいけれども、あんなすばらしい温泉へつかって、本当に2日に一遍行きたいんやけれども、料金が上がったために行かれんのやと。

ですから、そういうふうなことを見ると、しかも今後、要支援1、2の制度設計が変更になった場合、あれは介護度の重くならないように軽度で、主にリハビリをさせて、普通の生活ができるということを目的にやっぱりそういう制度をつくっているわけですから。そうすると、この辺の福祉に高齢者の、私は75歳以上の福祉政策の一つとして健康いきいき券でもいいし、何かパスでもいいんですけども、何かそういったものを発行して。パスで写真撮って、住所書いてあり

やすぐわかるわけですから、何かそういう施策を絶対検討すべきやなど。一刻も早く実施すべきやなどというふうに思っているんです。答弁を求めます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

永平寺温泉「禅の里」の整備計画の目的は、健康増進、余暇の活用、介護の予防など議員のおっしゃるとおりでございます。さらに町民の交流の場となることを目的として整備させていただきました。永平寺温泉「禅の里」を利用させていただくことで医療費の削減ができればと今考えているところでございます。

永平寺温泉「禅の里」の入浴料の補助を行うことで高齢者の方が来場しやすい環境にもなり、健康維持増進につながり、医療費の低減につながるということになると考えれば、今後町の施策の一つとして検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 検討という言葉は検討するための検討ではなくて、実施することを前提に検討すると理解していますから、そういうことでよろしいですね。もしそうでなければ、答弁を求めますけれども。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 実施の方法とか、補助金の出し方、また運営協議者との調整、それから全体費用などの問題点をこれから検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） それでは、3番目の質問はこれで終わります。

じゃ、4番目です。町長の出馬を問うということで。私も町長がずっと当選してからいろいろな資料等を見てまして、それで町長、来年の2月ですかね、町長選に関して町政を担う覚悟があるというちょっと意思を確認したいんですけれども。町長、お願いします。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今課題が山積をしております。そういうものを少しでも前進させることが私の責務だろうと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご支援を得られるならば、引き続き町政の発展に尽くしていきたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） それで、一つ一つというのはまた考え方をお聞きしたいと思しますので、これは過去の事業だけ見ますと、ソフト面で46、ハード面で65、合計で111という事業をおやりになり、着実に成果を上げてきたと。僕もこれ、自分でめぐりながら、よくぞここまでできたなという率直な感想でしたね。たしか町長、松本町長になったときの借金ですね。それから、普通の人は聞いてますかあれですけれども、貯金みたいなものという、ちょっと企画財政課長、今現在でざっくりでいいですからどうなっていますか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、町債、借金でございますが、合併時は203億円ございました。現在、146億6,000万ということで、これまで56億4,000万円の削減をいたしております。率にいたしましたら27.8%でございます。

なお、それに反して基金ですね。基金の積み立て、貯金でございますが、合併時は9億円ございましたが、現在23億円ということで、合併時より10億円積み立てをいたしております。

それを合わせますと約7年間で約70億円ということで、財政健全化に取り組んできたということでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そこで、あの当時から見ると合併、私も思い起こすに当然町村でやったときに合併ありきやからどんどん事業を進めていたところもありましたし、また上志比さんみたいにためることが趣味で我慢して我慢したって、それでという上志比村もありましたし。すからそういうふうなものも合算すれば相当の借金があったことは事実と。それを本当に町長苦労してようここまでおやりになったなという、率直に感じました。

これ、やっぱり町長、あれですか。改めて思い起こしするんですけれども、合併して自分が初めて町長やったときにどういうふうな熱い思いというか、こういう思いで新しく町政を合併したときの永平寺町をつくろうという思いをちょっと思い起こしていただいております。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 18年の2月に合併いたしましたけれども、やはり合併とい

うのはそれぞれのこれまでの市町村の歴史の中でそういうものが一つになるということですから相当な覚悟がなければ合併というのはなかなかうまくいかないだろうということを思っておりました。そういう中で、その3町村がこれまで以上に発展するためにどういう形で町をつくっていくかということが大きな課題であると思っておりました。

そういう中でいつも考えておりますのは、まず1つは3つの地域がどんなことがあってもよくなっていかなければならないということでありまして、それぞれの課題がある特色を生かしながらそういう町にしていきたいと、こういうことを考えてきました。

今いろいろとお話ありますけれども、やはりこれからの新しい町といえますのはいろいろなことをやっていく中で、やっぱり町民が幸せを感じるということが非常に大事だろうと思っております。そういうことはなかなか難しいんでありますけれども、そういうことを含めて、やはりこの町をみんなで作っていくという気持ち、あるいはみんなで盛り立てていくという、そういうことができるように、まずみずからが律しなければならぬと思っておりますし、そういうことも含めていろいろな取り組みをしてきたところであります。

幾つか思いますと、事業にも大きいのも小さいのもありますけど、一番感想を持っておりますのは松岡地区の薬師3丁目の電車の踏切です。これは、僕も昔県庁にいまして、何十年前からこの話も聞いておりましたけれども、とてもそういうことができる状態ではありませんでしたけれども、あそこへ行きますとこれが一番袋小路になっていて非常に大事なところやと。いろいろなことがあると思うけど、何とかということをいつも聞いてまいりました。そしてその中で、やはり壁が幾つもありまして、中部運輸局も何回となく、10回以上ですけれども行きましたし、警察も行きましたし、それからえちぜん鉄道へ行まして、いろんなところからして、1回か2回では話は聞いてくれんですけれども、すぐとまってまうというのはあれですけれども、これだけ長いこと来てもらうとどうにもならないということだと思えます。そしてあのように立派な踏切ができましたが、これからそれ以上に歩道の整備もありますし。車はなかなか非常に通りの多いところですからいろんなことがあるんですけれども、警察の話なんかも聞いておりますので、そういうことも含めてもう少し前進させていきたいと思っております。

それから一番この中で取り組んできたのは、やっぱり中部縦貫自動車道の20年にわたるそれぞれの考え方があって、そこにどう入っていくかということが非

常に苦勞をいたしました。おっしゃっていることも正しいと思いますし、県や国の考えていることもそれ一理ありますので、そういう中でどういう形で町がこれを進めるということが非常に困難を極めたんですけれども、非常にいい形でおさまっていただいて、本当に感謝をしております。

機能補償道路につきましても相当いろんなことがありまして、これも非常に大分いろんなご意見いただきながら進めていきましたが、今開通できたということは本当に喜んでいるところであります。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 今ほど町長、事業のありましたけれども、機能補償道路で私も地区には当然関連していましたんで、完成したのを見ると町長の熱意もさることながら、僕は建設課の職員さんの努力、汗って、本当にどれだけ頭を下げたのか、どれだけ訪問したのか、本当にああいう一つの事業をなし遂げるということはやっぱり町長を頂点にして熱い思いがそれを果たすべき所管がちゃんと責任持って最後の最後まで食らいついて果たしたと。本当にこの場をかりて建設課の皆さんには本当にお礼を言いたいと思います。

またその間、一つの条件を出せばまた次が出てくる。本当に条件闘争でそれらを踏まえてまた県へ行き、道路網。最初は町道を残さないというのが断固として残せという。細かく言ったらそんなことの組み合わせで、本当に行政当局というのは大変やなというのを改めて今しゃべりながら、その部分では感謝をしていますね。

それで、私、町長、やっぱり来年ぜひするときに町長の言葉に、普通の一般的なリーダーというのは、例えば市町村長を初めとして「住民の福祉の向上に貢献してきました」とか、あるいは「尽くします」と言うんですけど、私、町長という言葉の中に「町民に感じてもらえる町政をやる」という。この旗揚げたりはいいんですけれども、絶対に町民から真に喜んでもらえる、感じてもらえるというこの姿勢が私はいつまでもずっと持っていて。

この間も聞いたら、給食費の問題、それから子どもの医療費の問題、いろいろ抵抗というか反対というか。小泉さん流に言えば抵抗勢力に押されることなく、頑としてやっぱり町民のために頑張り抜いたという。やっぱりリーダーはぶれないという。もちろん理解させることも努力も十分していましたが、真に町民のために必要であればやっぱりぶれないで真っすぐな道を真っすぐに行くと、正面から。私はそういう部分でぜひ来期町民のために、最後の最後のですね、最

後というのは別にもう寿命おしまいという意味じゃないですからね。本当に町長の今持っている全精力を傾けて、本当に一人一人の町民の隅々まで幸せ感、幸福感、やっぱり永平寺町に住んでよかったという感じがするような、ぜひ町政をやってほしいと思います。私のこの思いを伝えましたので、それでひとつ町長のほうに答弁を求めます。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 町政をあくからせていただいておりますけれども、一番大事なことは、町政というのは首長のものでも何でもありませんし、町民一人一人の気持ちがどういう形で町政に反映させることができるかということが大きな必要なことだと思っております。

そういう意味におきまして、町民の信頼なくしたらもうそれは政権は終わりです。ありますので、まずそこを肝に銘じて、自分が律しながら、そしてどういうことが幸せに通じるかということを経験して、そういうことをこれからも永平寺町が少しでもよくなるように、そしていろんな非常にいい町でありますので、そういうものを引き出して町政の質を高めるということをしていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 町長の熱い思いを十分理解しましたので、ぜひ町民のためにというそれをしっかりと背中にも腹にも入れていただいて、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、13番、松川君の質問を許します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 私、今回、一般通告では5点させていただきました。大変欲張ったんで、制限時間以内に何とか5番目までたどり着くように頑張りたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず第1番目、定住促進が急がれるが、町のテレビコマーシャル放映は一体いつというテーマであります。これは我が町がテレビコマーシャルを打とうという予算は、予算額としては115万円とそれほど大きな金額ではありませんが非常に効果がある、評価できる政策であると思っております。

この3月に当初予算で出てまいりました。3月の話ですから遅くとも夏ごろまでにはテレビに放映されるものと私は勝手に楽しみにしていたんですが、もう9

月になってしまいました。コマーシャルの中身については、私どももその詳細は知らされてはおりませんが、コマーシャルの狙いは、永平寺町のイメージアップと定住促進ではないかと思われま。学校給食無償化の目的の一つが定住促進との説明も聞いていますし、定住促進については町も緊急の課題と認識をされています。また、私ども議会でも私に限らず多くの方々が一般質問でも取り上げています。いわば行政と議会との共通認識であります。

私の今までの主張としては、繰り返しになりますけれども、一つは、民間の不動産関係の業者にだけに頼らないで、以前に町が取り組んだ町主導型の宅地開発を早くすべきということ。また、来年の4月には消費税が5%から8%に上がりそうですし、さらには8%から10%に上がることが控えているこの時期、こういう事業にはチャンスであろうと再三述べてまいりました。もともと、消費税は最終的には20%まで行くという説もありますけれども、その20%のことはともかくとして、今がチャンスというそこら辺のことは誰もがわかっているわけがあります。

実際、今回は国も意識して9月末日までに住宅購入の契約を済ませば、来年4月以降の受け渡しでも現状の5%が適用されることとなっているくらいであります。実は十数年前にさかのぼる話であります。1997年4月に消費税率が3%から5%に上がったんですけれども、その前年から飛ぶように住宅が売れたという事実があります。数字的には96年から97年にかけての持ち家の着工件数は前年比で20%から30%増を記録したそうであります。

しかしこの夏、これほどの展開にはなっていません。なぜそうなったかについてはいろんな事情というか説があって一口には言えませんが、それでも10%程度は伸びているようであります。町としても、今、私、20%から30%まで行かなくても5%でも10%でも伸びれば、それはそれで大きな成果と言えるのではないのでしょうか。

そういう数字は町では押さえてあるのでしょうか。永平寺町の着工件数の変化の状況ですね。そういうものを持っているならご紹介を願いたいと。

町を回っていますと、特に松岡地区でいいますと清流地区ではやっぱりここ1年目立って着工件数が伸びていると目に見えるものがあります。そこそこの数字は従って上がっていると思いますので、地区によってはいい数字が出ているんじゃないかと思えます。そういうこともあるので、どうせコマーシャルが予算化されていたのなら、遅くともこの夏にあわせてコマーシャルを出してほしかった。

どんなコマーシャルかはともかくといたしまして。例えば学校給食のことを前面に打ち出しているかどうかはわかりませんが、やはりこの夏までのタイミングに合わせてほしかったということでもあります。もう間に合わないでしょうか、そこら辺の事情をまず教えてください。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず初めに、永平寺町PR事業でございますが、これは本町のテレビコマーシャルを放映することにより、教育、子育て支援など町内外にアピールをいたしまして、永平寺町への定住促進をこれまで以上に推進するため新たに取り組んでいるところでございます。

このテレビコマーシャルの放映につきましては、5月の下旬に県内民放2社に対しまして事業の説明会を行っております。説明会時におきまして、放映についてでございますが、2社とも上半期の契約がございまして、10月以降からの放映にさせていただきたいとのことございました。これを引き継ぎまして、7月上旬に絵コンテによるCMの制作方針のプレゼンテーションを行いまして、CMの内容及び方向性を協議いたしまして、9月までを撮影及び制作期間としております。

今後のCMの放送でございますが、10月から来年3月までの放映を予定しております。毎週1回、夕方の6時から7時までのニュース番組が流れる時間帯に放映する予定でございます。

また、永平寺町PR事業につきましては、特に若い世代に長く住んでいただきたい。永平寺町に来ていただきたいということを教育、子育て、元気な子どもたちを中心としたテレビコマーシャルにしまして、永平寺町の魅力をアピールすることにより定住促進につなげてまいりたいと考えております

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今コマーシャルのお話がありましたので調べているんですけども、永平寺町で新築の住宅を建設された世帯数ということで、22、23、24年3カ年あるんですけども、ちょっと書いていただければいいと思うんですけども、県外、そして他市町、永平寺以外から来た新築をされた方が22年度は26軒、それから23年度は35軒、それから24年度は25軒です。これ足しますと86軒になると思います。この86軒の所帯の人数は245人。これは全部そのうちの子どもから大人含めて245人。この中に中学校までの子どもさんというのが101人います。245人のうちの101人が中学校までの子

どもさん。130人ぐらいが大人ということです。

非常にこれからそういう意味でこうやって県外、町外からこうやっておうちを建てていただけるといことですので。これは税務課の資料ですので間違いありませんので。

数字は変わるんですけども、1年で大体出生数が150人前後です。それから亡くなる人の話はあれなんですけど、亡くなる人は230人ぐらい。そこで80人ぐらい減るんですけども、こういう形で入ってきていただいているので、案外減っているんですけども、減り方が少ないのが永平寺町の状況です。

これをやはりこれからもっともっと町内の人は出ていかないようにしてもらわなあきませんし、町外からも入ってきてもらわなあかんし、県外からということ、今コマーシャルなんかも、時期のことは今お話しさせていただきましたけれども、これから非常に永平寺町をさらに宣伝するのに、今13秒のコマーシャルですから、そんなにいろんなことはできないんですけども、やはりこれからは、今100万ほど使っていますけれども、いろんな形で観光とか、あるいはいろんな形でこういうコマーシャルをつくっていくということが非常にいいんでないかなと思ひまして、10月から3月までということではありますが、来年も今のこのコマーシャルを流すことも大事ですし、また新しいコマーシャルをつくっていくことも大事だということ、そういうことを今考えています。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

コマーシャルの件に関しては、今9月ですけども何とかならんかったんかという気は今でもしていますが、13秒ということ、議会終わってからも何かできたらしてほしいなと今でも思っております。ひとつ最大限の努力を。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） それらもテレビ局にいろいろ注文をつけていますので、例えばコマーシャルにいろいろな絵が出てくるんですけども、これはあかんとか、こういうところを入れてほしいとかということをやっていますので、何かその辺がちょっといろいろ時間的なことがあると思いますが、今やっていますのでもう少しでできると思いますので。

最終的なのは見ておりませんので、また議会のほうでも見ていただいて、10月から放映できるようにしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 住宅のふえた数のことについても今詳しくご答弁いただきましたけれども、私、やっぱり定住促進の緊急性については、今学校等の関連において、町長はずっと今までも小中学校は統廃合しないという考え方に私も賛成であります。このまま推移していったら、やっぱりどう見てもふえていく要素というのはあんまりなくて大変心配しているんですが、長期的観点に立てばやっぱり志比北小学校だけでなく、いろんな学校が、大丈夫な学校もあるかと思えますけれども。

例えて言いますと、御陵小学校、一見、ああいう大学が2つあって、新しい集落もできて非常に、三十数年前に一瞬これという時代があったんですわ。それから比べますと今本当にふえていいんですが、どうも情報としては聞きますと子どもさんというか、幼稚園に全く通っていない集落が幾つかあるというお話もあるんですわ。それでやっぱり聞きますと、ちょっと慌てますというか、びっくりするんで、やっぱり地区ごとに細かい集落のデータを持っていれば多少見えてくるんでないかと、全体的に。考えてみりゃ、それは集落の地面も人間の地面と一緒に採掘してあるんで、それはふっとそういうときにあるんですが、やっぱり場合によっては御陵地区でいえば新しい集落も考えていかなきゃいけないってそんなことも思うので。

それからデータとしていつも、例えばゼロ歳から5歳児のデータをやっぱり常に見ながらということが大事でないかなと思っています。そういうデータはすぐにでも見れると思うんですよ。そういうこれからの町長の小中学校の統廃合をしないという政策を堅持していただくためにも、私、再度同じこと言いますけれども、今の出生の数から始まって、そこら辺のデータをいつもきちんと出していくようなことをお願いしておきます。何かご答弁ありますか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今御陵地区のお話が出ましたけれども、今、人口2,200人ぐらいです。それで20年度ほど前は900人台だと思いますが、非常にああい団地といいますか、そういう宅地分譲をして非常に若い人が来ていただいて今のような状況になっていますけれども、小学校の数も一番多かったのが157人ぐらいだと思います。今百四十幾らになりまして、ちょっと10人ぐらいずつ落ちてきています。

そういうことで、なかなかこれからどういう形で今お話のように子どもさんがいない地区もあるということもありますので、やはりきちっとそれぞれの永平寺

全町的にそのデータはきちっと持っていて、そこに何がいろんな家庭があるかということも絶えず知っていて調整を進めていかなければならないと、そういうことも思っています。

とにかく若い人に住んでいただいて、子どもさんを産んでいただいて、そしてこれからやはり町が発展するのはそういうことだと思いますので、これからもそういうことで細かくいろいろなことをしていきたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） もう一つ、定住促進に関して話題提供をさせてください。

つい最近、7月17日でしたね。栃神谷鳴鹿森田線の開通であります。私も何回か利用させてもらっております。確かに便利になりました。と同時に、新しい道ができたことによってあの周辺、花谷を入れもいいと思うんですが、光明寺、轟、浅見にかけてあの地区が本当にあの周辺のイメージが一変したと言っても過言ではないと思っております。新しい風景が広がって見える、そんな感じがします。また、新しい風景が新しく誕生したんじゃないかという印象を持って、それがとっても魅力的に感じます。机の上の図面でもそういう予想ができたかもしれませんが、そういうことを実感として感じております。

例えば勤務先の福井市なんかにとっても近くなったという立地条件のプラス面もあるんで、メリット面は幾つもあるんですが、例えばもっと具体的に言うと今まではこの辺に新しく家を建てようという気持ちがなくても、たった一本の道で環境が変わり、ここに家を建ててもいいなということその地域の住民は思ってくださいるんでないかなという、そういう期待感も持てます。だからここら辺のメリットを最大限に生かしておかないと、逆に新しい道ができることによって、先ほど交通安全面のデメリットももちろんありますが、もっともっと大きなデメリットも実はあるんです。そこら辺をなかなかカバーできないというのがあって、この件に関しては、またデメリットに関してはまたの機会に譲りますけれども、その分メリット面を最大限に生かす、そういう考え方はやっぱり大事なんじゃないかというふうなことを思うんで。私そういうことが政治じゃないかなと、政治の真髄じゃないかと思っておりますので、やっぱりいま一度新しい一本の道を広げた、さらなる地域の活性化の可能性について何か今まで、これからのかけてもそうですけれども、考えていることがあるならご答弁を願いたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、まず宅地造成で

ございますが、これはまちづくりを進める上では大変重要なことだと思っております。そうした中で、7月17日の日に一般県道栃神谷鳴鹿森田線、機能補償道路が開通したわけでございますが、この地域におきましては大変利便性もよくなり、朝の通勤時間も大幅に短縮され、改善されております。特に上志比地区と永平寺地区の轟、光明寺地区もそうですね。福井市内への通勤時間は本当によくなったと思っております。そうした中で、町も宅地造成なんかは当然今後考えていかなければならない課題だと思っております。

現在、宅地造成につきましては上志比地区と永平寺地区の北地区からご要望が出ております。これにつきましては、当然、町のほうも今後進めていかなければならないということで検討も一部いたしております。そうした中で、この機能補償道路の沿線地域も含みまして、今後早期にこういう宅地造成が計画というか着手できるように今後とも取り組んでまいりたいという思いで考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ひとつ頑張ってお願いをいたします。

第2番目に移ります。ふるさと創造プロジェクト事業、松岡ルーツ館での活動をいかに盛り上げていくか、に入ります。

住民の方々にはまだちょっとふるさと創造プロジェクト事業あるいは松岡ルーツ館といってもなかなかなじみがないので、私のほうから恐縮ですが、多少はこのことに関して、これは町からいただいた資料に基づいてですが、説明をさせていただきます。

このふるさと創造プロジェクト事業というのは4つあって、全てタイトルは仮称であるということではありますが、まず1番、松岡ルーツ館の整備、2番目、松岡ルーツ館屋外交流広場の整備、3番目、旧松岡藩ゆかり回廊の整備、4番目、松岡復活祭とありますが、それぞれの事業内容もつけ加えて申し上げますと、1番のルーツ館は、旧松岡町役場、現在の織物会館ですが、その建てかえにより地域活動や資源のルーツらのPR拠点、地域住民の活動拠点の形成となっております。2番目の屋外交流広場の整備は、旧松岡町役場の建てかえにあわせて西側の隣接地ですね。あれは昔、北陸電力の営業所があった場所です。それが今空き地になっておりますが、そこに日常的な憩いや屋外での地域活動、屋外イベントの開催らに対応した多目的広場を設置となっております。3番目は、旧松岡藩のゆかり回廊の整備は、旧松岡藩ゆかりの名所を巡るルートを設定し、案内機

能の充実や修景整備等により回遊魅力の高いネットワークを形成としてあります。4番目の松岡復活祭は、地域住民の交流ときずなを深め合う地域活動再生をきっかけとして、昌勝公没後300年大祭、平成5年にありましたけれども、その当時の御像祭の再現となっております。

これらを含めまして私も資料を読ませていただいたんですが、このプロジェクト事業の狙いとか目的ら、また計画策定の段取りらを読むと、狙いも明確で、コンセプトも格調高く、理解しやすく評価できるものと感じております。ただ、現実はどうやってこれらの事業を実践していくのかとなると、そういう段になるとすごく心配になってきます。

具体的に言いますと、一体全体どういう方々が、あるいはどういう活動団体が中心となってこれらの実践を支えていくのかということが心配なのであります。今のところ、ルーツ館の規模とか中身の設計など、あるいは屋外交流広場にしても、今の時点では詳細はわかりません。建物や広場のデザインのコンセプトも不明ですので、箱物についてはあれこれ申し上げれませんが、何らかの器が用意されることは間違いなさしいと。したがって、私はその器を十二分に利活用する住民がいなければならぬし、またその器を待ち望む方々も大勢先になきゃならないということは必要条件で、拠点を用意するだけでは不十分でないかなというふうに危惧しているんですね。

またもう一つは、公民館を拠点にした公民館活動とか、あるいは社会教育、生涯学習らとは一線を画す、いわばまちおこしの活動の拠点にしたいということの説明を担当の方からいただいているので、それは考え方ですからなるほどなと思う面もありますが、それならどこかで公民館活動との違いを明確にしたまちおこし活動の理念とか、そういう活動の性格をしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

それとあわせて、今私たちの町で住民の自主的な思いでさまざまな地域活動が現に存在していますが、いわばまちおこしの活動を既にしている活動隊もあるんじゃないかということを感じるんで、今からイメージを持ってまちおこし活動と公民館活動との整理をしておかなきゃいけないということも思っておりますが、これもただ単に町の作業というよりも、これはやっぱり行政と住民との協働作業じゃないかなということも感じます。

もう一つ、行政の案にもあるように、これも仮称ですが、この事業の推進のために永平寺いにしえ浪漫“交流と絆”推進協議会というのを立ち上げて、そこで

実施計画を策定するとあります。この協議会のできぐあい非常にこの事業の成功の鍵になるんでないかなというふうに思います。

この永平寺にしえ浪漫“交流と絆”という、これどなたがつけたのか、もう本当に名前だけでちょっと参ってしまうような名前でもとてもすばらしいと思いますが、私はこの協議会にはちょっと細かいことで恐縮ですけれども、条件として何かいろいろあって、一番最初にあっと思ったのは、若手住民をとにかく40%以上、子育てを中心とした若手住民が40%入っていないとダメな条件と。これはむしろ県から出された条件なんで、これは仕方ないというか、そういうこともわかるしということでもいいんですが。もう一つ、地域活動団体の代表者も入れると。あるいはもう一つは、アドバイザーとして県立大学教授を招聘するというのもあります。

ここでちょっと心配なのは、特に若手住民が40%という条件。どうやって若手を掘り起こしていくんかなというふうなことを思うんです。そしてもう一つ、専門家の方も県立大学の教授にそういう専門性を持った方がいらっしゃればいいんですがということまで心配しているんですが。

もう一つ、地域活動団体の代表者ということならいいんですが、代表者、少なくとも団体長とは言ってないんで、私は団体の中でむしろ手を挙げて、会長がいて、副会長がいて、いろんな委員会であって委員長とかいたりするんで、人材が豊富な団体では、もう祭りに関しては俺に任せておけというようなことをむしろ手を挙げて出てきてほしいなど。何でもかんでも団体というのにすると、我々もいろんな委員会に入っていますけれども、もう会う人は決まっているんやね。何とかの会長さんが必ず出てきてるとするのは。そうでなくて、それは会長さんらもオールマイティで何でもというわけにはいかないので、そこら辺は団体長に限らないということ何かそういう考え方にしてほしいなど。若手の方も自分で手を挙げて出てくるような。僕は逆に言うと、小論文というところちょっと大げさになりますけれども、作文ぐらいちょっとしてもらってやる気をチェックするぐらいのことも必要でないかなと思うので、そこら辺、私のいろいろ心配というか提案を多少しましたけれども、そういうメンバーがどうやって集まるのって、これはそういうやる気のある人が集まってくれば、これはもうこれで成功したも同然で、何とか期待もしています。そこまでにひとつ何かご答弁願えませんか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今議員さんからいろいろお話をいただいておりますけれども、

これは相当前から考えていました。特に場所的に、松岡地区の中心でありますし、公園とかいろいろなところの非常に場所的にそういうところありますので、何とか活用できないかということを考えてまいりました。これは5年も6年も前からでありますけれども、特に壮年会なんかの集まりに行きますと、あそこ何かせなあかんという話を聞いてまいりました。

そういう中で、今度、県からこういう事業があるということで、ただ、永平寺町も一度議会で申し上げたんですけれども、今、永平寺口の周辺整備やっていますし、それから上志比では温泉をつくっておりましたし、いろんなこれに合うようなそういう事業というのがこれまで案外戦略的に進めてきましたので、ちょうど今ここがあいてたという言葉は悪いんですけれども、ここが残っているという感じでした。非常に場所的にもいいし、松岡公園にも近いし、学校の近くでもあるし、歴史的な場所でもあるしということで、ここを何とかということで県と話をしてまいりました。県も何回か見にきまして、あそこでいいかどうか、あかんとか、いろいろなことも話ししているんですけれども、今大体固まってきました。

今現状は織物組合との話も進めておりまして、横は北陸電力の地面です。それからそこへ抜けているというとおかしいんですけど、そこをつなぐのに前のほうは416通っていますけれども、後ろのほうが大きい役場の前の道路ですけれども、後ろのほうがあればですから、そこに行くのにまた地権者もありますので、そういういろいろな話を今進めています。そういうことがある程度固まりますと、今申し上げていますように、メンバーをつくって協議会を発足して、どういうものにしていくかということこれから考えていかなければと思っております。

いろいろ今議員さんのほうからお話ありましたけれども、そういうことも大事ですし、若い人40%というのは非常に多いように見えますけれども、10人のうち4人ですからそんなに多くありませんので、100人やと40人探すの根気ですけど、20人なら8人ですから十分探せると思いますし、またいろいろ若い人で活躍されている方もいますし。それから大学で永平寺町の学生も何人か行っていますので、そういうことも含めて学校のほうにもお願いして4割は確保していきたいと思っております。

ただ、これは後からの運営がどういう形でしていくかということのも非常に大事なんで、いろいろ県のほうで言うておりまして、もうどこかに任せたらどうやとか、あるいは町は構わんといて、何か毎日鍵あけにくる人がいて、そんなんにしてもいいとか、あるいは民間の人にいつもあけてもらってあそこでコーヒーなんか出

してもいいとか、いろいろなことを今言われておりますので、それは協議会の中で決めていかなければならないと思っております。

これから特にそういうことで織物組合とかいろいろなところで話ししていますので、そういうことが固まれば順次そういう形をつくって行って、本当に誰かがやっていただく、そういうふうな建物にしたいと思っております。

中でもいろいろな、ハーブのコンサートを毎月開かなあかんとかということもありますし、それから永平寺町の物産を展示しておくコーナーもあってもいいと思いますし、それから山車を1つか2つは絶えず飾っておくということもありますし、いろんなことを今考えておりますので、またご意見いただいて、そういうことを含めて、これは本当に皆さんのご意見で少しでもいいのができると思しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） いろいろとご答弁ありがとうございます。

今、五、六年前からと、私もちょっと覚えてないですけど、私どもも民間からということで、この案には企画財政課主催で何回かちょっと来いと言うので相当会合開いて、あの当時で3枠、3枚入れました。絵描いてあるはずですが、何かそれどこかにあると思いますので、ひとつまた、せっかく物すごい時間をかけて。

あの当時は、織物会館を残そうというのが結構ありまして、僕は素人やでこんなもん本当に残せるのかなというふうに、それについてはあんまり意見持っていませんでしたけれども、いろんなこと聞いていて、いろんなこと思い出したんで。

今これからの運営上ということもおっしゃいましたけど、それも大変大事なんですけど、もう一つは、今話題ちょっと進めますけれども、協議会の下部組織としてハード系施策と松岡復活祭のソフト系施策の検討を主体とした分科会を設置するというのは、私はこれは下部組織といいますか、かなり本気度が伺えて十分評価できるんですが、あるいは期待もします。特に松岡復活祭については300年大祭の御像祭の再現という事業でありまして、私はこれ目玉事業というか、目玉行事の一つになるんじゃないかというふうに思います。

これは20年前に実行委員会形式で、これは完全な民間主導型でした。若干、その当日役場の職員さん方もご参加を願いましたけれども、かつての昌勝公をその当時の町長が扮して、馬に乗っていただいて、馬も3頭ほど出たかな。子どもを中心にした、これは子ども会さんにご協力を願ったんですが、大名行列という形で、薬師神社を出発点として、神明、葵、芝原からまた戻ってきて、春日に上

がって、最終地点が松岡小学校グラウンドということで、これは春日の室のお寺を回ったころは本当に沿道に、もともと神明とか薬師とかはもちろん多かったんですが、春日のあのおけたにの散髪屋の角回ったときは、もうあふれるばかりの人で、その記憶がまざまざと今よみがえっておりますが。

あの当時のことをふと振り返ってちょっとだけ言いますと、私は44歳でした。40代はもう若干名やね。30代が1人しかいませんでした。逆に言うと、50代、60代の方々が結構いらっしやいまして、50代、60代の方々はいろんな意味でやっぱり頼もしいというか、力強いということがあって、だからといって若手中心のことに今けちをつけているわけでは決してないんですが、50代、60代もなかなか、その当時はちょっと景気がいいということもあったんかもしれませんが、非常においしい酒を飲ませていただきました。そんな思い出話になりましたけれども、申し上げたいことをひとつ酌み取っていただきまして。

これは僕、松岡復活祭は必ずうまくいくと思います。そういうふうには確信していますが、どなたか松岡復活祭への決意というのか熱意を代表して言ってくれるとうれしいなと思いますが、どうですか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま熱い熱意と言われましたけれども、私は旧永平寺地区ということで、これにつきましてはちょっと詳細はあれですけども、ただいまいろいろと松川議員さんのほうからご意見いただきました。この詳細につきましては、基本計画を含めまして町民の方やら、また関係団体、また行政が本当に連携をいたしまして県の採択をいただいた後、27年度を目指して取り組んでおりますので、この点につきましてはまたご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

私もこの委員会かなんかに入れてちょうだいねと言っているんやけど、何かどうもあかんみたいやね。アドバイザーなら入れてやってもいいというご返事をもっているんで、また出かけていって、かつてのそれをべらべらとまたしゃべらせていただきます。

3番目、商工会が今推し進めようとしているポイントカード事業を町も支援すべきと思うが、に入ります。

先週の木曜日、9月5日でしたけれども、商工会本所で大変重要な集会がありました。商工会の商業サービス部の部長さんのご挨拶から始まって、講演がありました。テーマは「ポイントカードによる顧客の購買と店舗の売り上げ向上」で、講師は販促工学研究会研究委員の方で、なかなかためになる話でありました。もう一度私も、自分も商売人としてなかなかやる気を起こさせるものでありました。商工観光課長もご出席をいただきました。

背景には、永平寺町にある3つのスタンプポイントカード会の合併に向けてということがあります。本格的に進めていきたいと松岡地区、永平寺地区、上志比地区の3つのスタンプとかポイントカード会が立ち上がりました。個々の商店を取り巻く環境も相変わらず悪くて、将来性も確固たるものを描けないし、3つのそれぞれのスタンプポイント会の運営もなかなか困難になりつつあるということでもあります。しかし、この3つの会が大同団結してすれば松岡は25点、永平寺は11点、上志比は11点ということですので、単純に足し算すれば47点になります。

もう一つは、これをきっかけにやっぱり新しく加入される商店も期待されますので、当然スケールメリットを持つことによってお客様に対する、また喜ばれる還元サービスも充実できるんじゃないかなというふうに思います。

今回の3つの会の合併、統合というのは、地元の商店にとっても最後の生き残りかけたラストチャンスと言っても私は決して大げさではないと思います。そういう関係者もいらっしやいます。

以前、商工会及びポイント会の代表者の方々が正式に町長さんを尋ねて支援の養成とか、あるいは詳細な説明に来られると思いますので、私のほうからは余り出過ぎたことは申し上げられませんが、基本的に行政におかれましてはぜひともご相談に乗ってあげていただきたいとお願いするものでありますが、どうでしょうか。

- 議長（伊藤博夫君） 松本町長。
- 町長（松本文雄君） 十分ご相談に乗っていきたいと思います。
- 議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。
- 13番（松川正樹君） 1つだけ、講演会の話2つあったんですが、一つは、福井県も含めて全国のポイントカードの合併による成功例、これは10個ほど聞きました。もう一つは、本当に興味を引かれたのは、いかにして行政と一体となったものをやっているかという事例があるんですね。それは、具体的に言うと行政も

加盟店になる方法もあるんですね。これはちょっとびっくりしましたね。それは行政のほうがいっぱいイベントあるいは講演会、講習会、いろんなものに住民が出かけてくれたら、それに参加をしてくれたらポイントを発行するという、そういうものもあるんで、ひとつ相談プラス、身を乗り出して、ひとつこの話に乗っていただくと非常に行政も評価をされるのではないかというふうに思います。

もう一回いいですか、その件に関しては。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 今後、商工会を通じながら、今おっしゃったような、そういったポイント制度のあり方、ポイント会がやるもの、また行政がかかわるといった、そういった制度のあり方も考える必要があるかと思いますが、現在、やはり町内消費のそういった拡大につながり、また商工業が活性化し、町が発展すると、そういったものであるならば今後協議してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 商工会の関係者のほうでも、そのスタンプ会関係者の方々も、いかにして行政と一体になるかということについて非常に希望を持っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

4番目、複式学級はどうしても避けなければならないものか。

これは、このタイトルの言い方はちょっと誤解を招きやすいんで、前もって申し上げますが、複式学級は基本的に避けたほうがよいとは思っています。もちろん思っていますが、ただ、私の勝手な思い込みで本来の規則では複式学級になってしまうところを町単独の予算で臨時の講師を雇用している。予算額は1人で二百何十万かな。2人で、例えば志比北でいうと年間560万という程度になっておりますが、この処置というのは私のイメージでは一時避難的なもので、状況が好転すれば児童数がふえれば二、三年の短期間で終わるものかなというようなことを勝手に思い込んでいたんで。ところが、結果的には相当年数、私、2人で志比北が雇い始めてから何年かはちょっとわからんですが、講師は結構前々から雇用しているんじゃないかと思えます。しかも、これから先も相当年数臨時の講師というのかを町の予算で雇わざるを得ないと。そうすると、場合によっては半永久的になるかもしれないと。半永久的と言うとちょっと語弊があるんですが、あと10年とか20年とかついてしまうものなのかということも含めて。

もちろん複式学級を避けることには当然私反対ではないんですが、半永久的という言葉は極端にしても、あと10年とか20年とかと言われると、やや違和感を持ってしまうんですね。そこでこのことをもう一度私も考えるに当たって、そもそも複式学級を避ける理由とか、そういう事情があるわけでありますので、私も多少は想像はつくんですが、一度専門的なお立場でこんなことがあるよということをお話していただければありがたいということで、この質問を用意しました。お願いします。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 志比北小学校、きのうも越前市でありました里地里山の国際フォーラムで立派に発表しまして、NHKのテレビでも出ましたし、頑張っております。おかげさまでありがたいと思います。

子どもたちには何年続くかというような話で、子どもたちには責任のない話でありまして、実際、ちっちゃいクラスに、例えば2年生と3年生が同じ教室の中で一緒に勉強しているわけですね。同じ一人の先生が。そして、こっちに課題を与えてこうしますよって、こちら側は自習をしているわけですね。そうしますと、次、先生がこちらに課題を与えまして、じゃ次こちらの5年生なら5年生にということによって事業をするんです。その間はこちらは課題で自主的に勉強すると。

確かにそういう複式やっていると自主学習が育ちますから、自分でやる子はどんどんどんどん、そして先生に聞いてはまたどんどんどんどん進んでかなり学力がつくという事例もあるんですが、でも最近、やっぱり子どもたち集中力もありませんし、隣で授業をやっていると自習といいますがやっぱりそれが気になったり、集中力がなかったりしてやっぱり効果はありませんね。だからやっぱりできましたら、一人の先生がついてずっと見てあげてほしいなということを思います。

これが長い間どうのという話もあるんですけども、やっぱり我々永平寺町というのはきめ細かい指導、個に応じた指導、そして学力もかなりついていますし、やっぱり永平寺町の教育はということで県外からもいろいろと見ていますし、ぜひこの複式学級解消をしていただいて、やっぱり子どもたち一人一人をしっかり伸ばしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

別に反論するわけでもないんですが、今、5年、6年が7人、7人で分かれてい

ると。3年、4年はたしか4人と5人やったかな。5年、6年7人になると、これはもう複式学級なんて到底無理だというふうに思うし、4人、5人でも非常に微妙なところですが。

これは極端な例を言って申しわけないんですが、例えば2年生が2人で3年生が2人程度だったら、ひょっとして何とかなるんでないかということをおもうときがあるんですね。そういうふうなのをちょっと今、ご答弁はよろしいですけども、そんなことをおもうときがあります。

それで、こういう教育問題に計算というか人件費、10年で5,600万になってまうなんて話は非常にちょっと品がないんで嫌なんですけど、確かに10年で5,600になりますね。10年も続くということは児童数では変化がないからそうなるわけで、結果論じゃないけれども、そういう講師を手当てしながら統廃合は絶対しないというのも一つの価値観、一つの立派な考え方ではあるんですが、私はそうではありますけど、児童数の増加という結果を出せないまま5,600万円を使うくらいならという。

そういうこれはここから笑い話みたいな話でちょっと恐縮なんですけど、5,600万あったら、1坪5万程度だったら1,000坪ほど買えますよね。売ってくれる人がいないとだめなんですけど。1,000坪以上ありゃ、うちで言や10軒ぐらい、十数軒は建つだろうと。そうすると、例えば子だくさんだけで売るといっていいけど、2人でも3人でもお子さんがいる家庭があるなら、私は極端なこと言うとしたであげてもわっと来るとおもうんですね。わっと来ないかもしれんけど。そういうことを全国でやっているケースありますよね。そういう、私はこれをやれというわけではないんですが、これは今松川の言ったのはグッドアイデアなんてさすがに飛びつかんとは思いますが、私の言いたいのは、やわらかい発想というんか、そんなことでもない今のお状況は私は劇的に変わらないんじゃないかというようなことをおもうんでね。ありとあらゆる発想を頭をやわらかくして持ってくださいるといいなという。

私は、頭をやわらかくしてくださいって、やわらかくしていただけますかということをお願ひしたいんですが、頭をやわらかくしていただける人、どなたかいらっしゃいませんか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、北小学校は複式の状態になっていますけれども、複式でないようにしています。それで、教育長が今おっしゃいましたようなことで、そ

ういうまたいいところがあるんですけども。

今、北地区振興会というのがありまして、毎年、また秋になったらあると思うんですけども、やっぱり一番大きな話題は小学校の子どもさんの生徒の数が話題でありまして、今40人ですので、これもちょっと減ってきています。50人ぐらいから減ってきていますので、少しずつ回復できないかということは今、北地区の中では大きな課題になっています。

そうしますと言われておりますのは、宅地分譲、宅地造成できないかという話もありますけれども、これはやっぱり土地がないとできませんので、そういうことも含めてこれから十分検討していきましょうという話になっています。

いつも運動会、体育祭に行くんですけども、学校を幾つか行くんですけども、非常にやはり学校がなくなるとあかんということがひしひしと感じますので、僕もいつも言うてますのは、1人いる限り学校は存続させますということ言うてるんですけども、なかなかそういうわけにもいきませんが、やはり学校がなくなるとするのは非常に地域の発展を阻害するということですので、その辺は非常に大事だと思いますので。やはりその前にやっぱりいろいろなことを考えて、今議員さんが言われることも含めて考えていくことが非常に大事だと思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 志比北小学校付近に関しては、地元の方々も当然水面下でいろいろとご努力されていることを知っています。そういうことを知っているのあえてこういう極論を言いましたけれども、あの付近が好転することを祈って、次の質問に移ります。

次の質問は最後の質問になりますが、「第2回子ども議会」を傍聴してということであります。

第2回子ども議会、今ケーブルテレビで放映中ではありますが、今回も第1回と同様、いろんなことを感じ、私自身も勉強させられました。

また、今回の一つの私の反省点としては、今回は第1回と違って、議会としてはお手伝いがほとんどできなかったことが一番悔やまれます。第1回の際の反省点を行政側にも学校側にも伝えることができなかったのが残念に思っています。本当は学校の先生とか、あるいは中学生自身にもいろいろとやりとりをしなければという反省点は1回目のときに感じていました。だけど現実的には議員が学校の先生とか中学生の間までどうやって入り込んでいくかというのを何となく

現実には難しい点もあるんで、行政とか、あるいは学校の理解が得られにくいなというのもあって何となく遠慮もしていたんですが、やっぱりもっと前段階で学校ともいろいろな意見交換をしたいというのが率直な気持ちであります。ひとつ頭の片隅に置いていただいて、チャンスがあったらお呼びいただきたいなと思います。これがまず1つです。

個人的にはもちろんうれしかったことが幾つもあります。私が議会で今まで一般質問等をしたことと全く同じ趣旨のことが3点も出てきまして、やったという感じはしましたね。

それと逆に、中学生の生活の目線というか、やっぱり自転車に乗ったり歩いたりしてこられるんで、我々の車にいつも乗っている目線ではなかなか気がつかないところがあって、ああ、やっぱりたまには歩いたり、自転車で町を歩かなきゃいけないということもあって。

もう一つは、今まで知っていたのに、気がついていたのに言えなかったというのもありまして、そこら辺がちょっとつかつたなということもあって、それは私自身の反省なんです。それはいろいろ私自身が得るものがあったいいんですが、私も、最後の教育長さんのご挨拶のことで、本意はちょっとよくわからんですが、今回、第2回の子ども議会を開くに当たってちょっと悩んだと、考えたということがあったんで、あれで私はどう受け取ったかという、そういう気持ちはわからんわけでもないんですね。というのは、相当大変ですね、準備が。行政側も大変なのはいたし方ないとしても、本人の学校の子どもの努力とか、特に先生方ですね。聞けば、必ずしも学業成績がいい子ばかりが、生徒が中心に出ているわけですから、文章力というか、質問力もそれほど——私は全体的にはいいとは思っていますけれども——という問題もあるんで、ちょっと短目の質問で終わったというのがなかなか大変だということもあるんで、そこら辺は差し引いても。

もともと私個人的なことで恐縮なんやけど、2年前の立志式で何人かの生徒たちが本当にすばらしい意見を述べていました。それを私はケーブルテレビ、町長さんはその場において、本当にすばらしいなということはお同意されたと思うんで、これがきっかけでこういうことになったんですが。形式としては議会形式になりましたけれども、僕は何かいろんな意見聞くと必ずしも議会形式でなくても、我々は要するに子どもたちの何人でもいいからこんなことが間違うとるんや、こうしたらいいんでないかということを知ることで十分なわけであります。

そんなんでどうかまた、町長はこれからも子ども議会は続けるというふうにおっしゃっていますが、そこら辺はやめろとは言いませんけれども、何かのときにちょっと工夫して、あんまり時間とかエネルギーをかけ過ぎるのも何か申しわけないなという、日ごろ私、学校の現場が忙し過ぎて非常に申しわけないというふうに思っているんで、何かお手伝いすることあったらどうぞと言っているんやけど、逆に仕事ふやしちゃったような感じがして、ちょっと申しわけないという気持ちがあるんですが。それは町長とか教育長がやれと言え、それはいやとは言われのでやっていただければと思いますが、そこら辺ちょっと微妙なことではありますが、何かお考えがございましたらお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 1点目の、大変であったということなんですけれども、でも子どもたち、我々も含めてなんですけれども、大変であればあるほど充実感もありますし、感動もありますので。子どもたちも上志比、永平寺の子はバスで行くんですけど、バスの中で感動したって、私の質問で町長さんが答えてくれたとか、議員さんの席に座れてすごいとか、そういうような新たな感動をして何か思い出に残るというようなことを言っていましたので、大変なことはあるんですが、私としてはやってよかったなという充実感を感じておりますので、またやりたいと思います。

それから、議員さん方も傍聴席にほとんどの方来ていただきまして、また帰るときとかいろんなところでいろいろなアドバイスいただきました。ありがとうございます。また来年に生かしていきたいなと思います。

ただ、去年とことしとの違いは、議員さん方余りかかわりが少なくなったというんですけれども、実は参加者が生徒会の幹部連中ばかりでしたので、自分の学校でもそういう理事者という立場でいろいろと子どもとやりとりをしたり、生徒総会なんかの運営もやっているんですね。それで、余り大人の意見を反映させたくないなというのが我々にはあったんですね。

子どもたち学校へ戻りまして、自分たちの永平寺町をどうするんやとか、いろんな資料も見合まして、それを生徒会の役員が吸い上げてきているんですね。だからそこに今の議員さんの意見を入れて子どもたちの意見じゃない方向に行くと、子どもたちも、いや、子どもはこう言ったんですけどって、議員さんがこう言うたんでということで悩んでしまうということもありまして、余りタッチしてほしくないなということで、今回はちょっと。議長さんとか副議長さんとか教育

民生委員長さんにアドバイスを最初の段階でしていただいた程度にとどめたんですけれども、そういう意図がありました。

私としては、本当に永平寺町の中学生頑張っているんです。議会以外になんかということもおっしゃっておられたんですけれども、やっぱりケーブルテレビでこの席に座って、一人一人が堂々と立派にしゃべっている姿を町民に見てもらえるということは本当にいいなと思ひまして、ぜひこういう機会をもっとやっていきたいなというふうなことを思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 大変いいお話、いいご答弁、示唆に本当に富んだ、目からウロコの話でございました。本当にありがとうございました。

これで私の質問を終わりにします。

○議長（伊藤博夫君） 20分まで暫時休憩いたします。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時20分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、長岡君の質問を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 5番、長岡千恵子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

朝からの一般質問で、皆様方大変お疲れになっていると思ひますけれども、多分最後じゃないかと思ひますので、いましばらくおつき合ひいただきたいと思ひます。

通告に従ひまして私は2問、認知症の予防と対策はと、それから永平寺町温泉「禅の里」株式会社コーワの町内貢献状況について質問させていただきます。

まず最初に、認知症の予防と対策はです。

一昨年まで私は健康保険が社会保険でしたので、昨年からは退職者国民健康保険となりました。昨年は国民健康保険による人間ドックに入らせていただき、町の集団検診というのはことし初めて受診することになっておりますが、まだ残念ながら今月の23日に予約をしておりますので、実際には受診をしておりません。

先日、「健康診断関係書類在中」と書かれた書類が届き、開封してみますと「心の健康度をチェックしてみましよう」という書類がありました。このチェック票は、自己評価で福井県と福井県医師会が作成、統計上の資料にするという記載が

ありました。永平寺町として認知症を早期に発見するための施策はおありと思いますが、その内容等についてご説明をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

認知症の早期発見、早期対策といたしまして、県では平成25年度モデル事業として越前町、越前市、鯖江市において一定の年齢の方を対象に介護予防事業対象者把握のために基本的チェックリストに認知症関係の質問事項を5項目追加し、対象者やその家族との相談の上、医療機関へ受診していただき、認知症の判定をするといった事業を実施しております。

このような中、永平寺町では今年度より、福井医科大学神経科、仁愛大学心理学科、福井県立大学看護福祉学科の関係者が構成する福井心の元気プロジェクトの検査方法を採用し、心の健診システムを構築する目的事業に町の保健師、地域包括支援センター、社会福祉協議会が協働いたしまして7月より、現在も10月までの間に16カ所の地域サロンにおきまして認知症の講演や採血、脳機能検査による一次検査において診断し、福井医科大学の二次検査を希望された方に頭部MRI、脳波等の検査を行い、結果の説明、助言を行うことによりまして、認知症の早期発見、重症化の予防事業として協働して実施しております。

検査費用につきましては、一次、二次検査に係る必要は全て無料でございます。この事業によりまして認知症の疑い、また発症者に対し、専門医療機関及び専門医師による治療により、認知症の早期治療、悪化防止に大いに効果があると思われれます。

町といたしましても、認知症の早期発見のための取り決めに今後、より充実させていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ことしからいろいろな取り組みをされていて、サロンで実施されているということですが、認知症は高齢者だけでなく若い人にも発症する可能性があります。若い人に対する認知症の調査というのはなされてはいないのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 若い人の認知症というのも確かに報告されております。ただ、調査といいますと今社協に委託していますし、包括のほうへそういう

ふうな何かあったときの質問とか、民生児童委員さんのほうへこういうことがあ
るんやという相談があった場合には、個別的な訪問をさせていただいております。
以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 今進められようとしている、やっておられるという内容で
は明らかに若年層の認知症の発見というのは非常に難しいかのように私は思いま
す。高齢になってある程度認知症が発症していくというのは、もうこれは抑えら
れない実態だろうと思いますし、ある意味、ある部分では仕方がないことの方
にも思います。できるだけ認知症が進まないように、病状が抑えられるようにす
るのが一番の目的であろうとは思いますが、それよりも若年層の認知症
のほうが高齢者の認知症よりももっと、それを防止したり、治療を促進するとい
うことが非常に大変なようなことのように思いますし、大切なことのように思
います。

認知症が発見された場合の対応というのは、現状やられている場合においては
二次検査において福井医科大学等で集中的な検査をする。これもよくわかりまし
た。しかし、認知症を予防するため、健全な人が健全なまま老後を過ごすために
予防するための施策というのもお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 予防するための施策といたしまして、年間を通して
バランスのよい食事の指導といたしまして減塩料理教室やら糖尿病の予防教室、
転倒の防止や適度の運動の促進として地域ふれあいサロン事業、深酒やたばこ、
食生活などの食生活病予防のための健康増進事業、疾病の早期発見のための元気
長生き健康づくり推進事業などを行っています。

まずは集団健診等に参加していただくことが認知症予防の第一歩と考えている
ところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 今おっしゃいました集団健診に参加していただくことがと
うことがありましたけれども、集団健診でやっている町のアンケートというの
のコピーを私は持ってまいりましたけれども、こういったものでした。たったの
項目としては9項目。9項目だけしか書かれてません。なおかつ、そのチェック
票には、名前も記入不要、生年月日も記入不要、電話番号も記入不要、職業も記

入不要というふうになっております。これは確かに福井県と福井県医師会が調査統計上のチェックリストというふうに書いてありましたので、調査統計上であれば確かに名前だとか性別だとか年齢だとか、それは必要ないかと思えます。ですけども、これをもし健康診断のときにもとにして町がこれでチェックしていますというふうにおっしゃるのであれば、名前も必要ですし、年齢も必要ですし、生年月日、それから電話番号、職業とか、そういったもろもろの条件が必要になってくると思えます。なぜならば、これで万が一認知症かもしれないと。二次検査を受けられたほうがいいかもわからないとわかったときに連絡のしようがありません、本人に。ということは、二次検査を受けることができないと思えます。

即刻お願いしたいのは、もし健康診断等で実施していきたいというふうにお考えであるのであれば、もっと内容を充実したものにしないといけないと思えますし、今申し上げた記入不要と書かれているものは絶対必要なものになると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 今ご記入いただいているそのアンケートは福井県が行っていますアンケートでございまして、そこで個人的な人の健康を教えてもらうだけで、また県のやっているアンケートで個人的な認知症の氏名を知るという話ではございません。ただ、今度、認知症の調査と。さあどうするんやというお話やと思うんですけれども、今度、第6期の介護保険計画の作成に当たりましては、日常生活圏域ニーズ調査を行う、来年度実施する予定でしております。これは、家族や生活状況、運動への取り組み、物忘れの生活機能判定をするため、8項目について調査するもので、調査対象者の設定を今後検討し実施したいと考えています。

今度、27年度に第6期の介護保険計画をつくる予定でございましてけれども、それにあわせてそういうような調査をやらせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） じゃ、現行では特別に健康診断等で行う町独自のアンケートというのはないわけですね。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 独自でやっているものではございません。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 独自でやっているものがないということであれば、先般、教育民生常任委員会では7月31日と8月1日の2日間で若狭町に視察に行かせていただきました。その活動の若狭町といえばご承知だと思いますけれども、認知症に関しての調査、対応、施策等が福井県でもトップの町だというふうに聞いております。その若狭町での活動をちょっとご案内させていただきたいと思いますので、今、27年度の保健計画で考えていきたいというお考えがありましたら、ぜひとも参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その内容は、まず、敦賀温泉病院というのがあるんですけども、敦賀温泉病院の神経科、精神科の看護師だった経歴を持つ人が中心になっています。女性の方です。

その内容としましては、まず1番、社会福祉協議会などのスタッフが月に1回専門の先生を招いて脳についての勉強会を開催する。これは敦賀病院の神経・精神科の医師が担当しておりました。

2番目、認知症の方の存在を知るアンケート調査。ここにそのコピーがございます。生活支援アンケートというもので、こういったものです。この項目は65項目にわたっております。かなり細かいことまで質問し、回答するような形になっております。これにつきましてはまた課長のほうにコピー差し上げたいと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

それから3番目としまして、役場で脳の理解促進と認知症啓発の活動をスタートさせる。

4番目、老人会、サロン、婦人会、その他団体などで認知症についての勉強会や講習会を繰り返し開催することで、認知症に対する知識を豊富にする。これは一般住民に対してですね。

5番目、早期発見を目指して看護師あるいは保健師が各家庭に個別訪問を行う。

6番目、認知症キャラバンメイト養成講座や小中学生を対象にサポーター養成講座を開催し、地域や家族で認知症の早期発見に努め、早期に受診することで入院を抑制し、医療費の削減になる。ちなみに、若狭町は他の市町と比較して認知症で入院する割合は5分の1というふうに結果も出ております。

さっきも申し上げたように、認知症は高齢者だけでなく、若年層にも発症があります。認知症の予防、早期発見、早期治療をすることを促進するには、町を

挙げて取り組むべきと考えております。町としてのお考えがあればご答弁ください。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。認知症の進行防止のためには、やはり議員さんおっしゃるとおり、早期予防が大変重要なことでございます。今まで同様の社会生活を送るために、ご家族の見守りと地域のコミュニケーションの確保としての民生児童委員さんの地域の見回り。現在行っております健康増進事業や地域ふれあいサロン、認知症にならないようになに疾病の予防と生活習慣病の予防などを実施していきます。早目の受診や投薬による進行の防止が一番の効果があると思いますので、高齢者の方への指導とともに、若年性の思いのあるような方に対して、そういうような指導を行っていききたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

先ほど私が若狭町について申し上げましたけど、この今幾つかあった中で早速できるんじゃないかなって思うことがあります。それは小中学生を対象としたサポーター養成講座。こういうふうになったらちょっとおかしいよというのは、感受性の高い子どもたちだったら大人よりも発見が早いんです。見つけることが早く見つけられます。その違いというのは、大人よりも子どものほうが数倍違うと思います。

教育長は今学校の授業、子どもたちがすごく忙しくなっているので大変だと思いますけれども、そういった心にゆとりのある子どもたちを育てるためにもぜひともやっていただきたい事業だなというふうに思っております。

ことしからすぐにとってもなかなか難しいとは思いますが、それをすることによって行く行くは医療費の削減にもなろうかと思えますし、お年寄りだけでなく若年層の皆様もやっぱり住みよい町としてこの永平寺町に住んでいかれる、元気で長生きできる町というのが一番大切なことのように思えますので、ぜひともこの点につきまして前向きにお考えいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何か所見があれば。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 議員おっしゃるとおり、みんなで認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援し、安心して暮らせる優しいまちづくりを展開していかなくてはいけないというふうに考えております。

認知症に無関心でいるのではなく、自分たちの問題であるという認識を持っていただきまして、地域や職場で自分がどんなことができるか一人一人考えていくことが大切だと。認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターなどの支援事業、そういうことはこれからの課題として考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。じゃ、ぜひとも前向きの取り組みをよろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の永平寺温泉「禅の里」の町内貢献状況はについて質問させていただきます。

去る7月13日に永平寺温泉「禅の里」が開業して約1カ月半が経過いたしました。管理運営を委託している株式会社コーワさんの永平寺町に対する貢献状況についてお伺いいたします。

まず最初に、従業員は町内の人を雇用するというふうには言ってらっしゃいましたが、新規に何人の雇用をいたしましたか。

また、この施設で雇用されている町外者はいますか。いるとすれば、その人数と雇用した理由をお伺いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 禅の里の雇用人数ということでございまして、永平寺温泉「禅の里」で働いております人数は総勢12名でございます。そのうち、町内の雇用者は11名で、町外者は1名でございます。

その1名の方の理由としまして、町外者の職務は館長でございまして、職員の募集時に館長につきましては温泉や宿泊施設などのサービス関係の責任者の経験を条件に採用を行ったため、町内からの応募者がなかったというふうに報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 12人のうち11人が町内の従業員であるということは、

雇用に対して貢献していただいているということはよくわかりました。

それでは、施設内で使用している原材料等は町内購入が原則と考えていますが、実態はいかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 施設内で使用しています食堂の材料でございますけれども、お米、タマネギ、ニンニクを町内の地元のものを使用しています。また、その他の食材につきましても、地元の店舗を利用させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 販売されている、使用している原材料についても町内での業者を使って町内のものを使っているということなので、それについても喜ばしいことだと思います。

それではもう一点、施設内に軽食コーナーがあるんですけども、それはテナントでしょうか。テナントであるとするならば町内の業者でしょうか、それとも町外の業者でしょうか。町外の業者とするならば、なぜ町内の業者が使えないのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 施設内のテナントでございますけれども、施設内は皆直営でやらせていただいております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。テナントについては直営ということで、ちょっとごめんなさい、私知らなかったものですから。

先般、先週の金曜日に、ちょっと余談ですけども、温泉のほうに私も行かせていただきました。たまたま福祉保健課長と偶然そこでお目にかかって、比較的軽食コーナーの料金が安いというふうにしたのが実態なんですけど、テナントでやっていけるのかなというふうに思ったものですから、ちょっと聞かせていただきました。

企画運営につきましては委託業者に任されているとのことですけども、町内で聞くところによりますと仕入れ価格が通常よりかなり低く抑えられているのでとても取引ができないとおっしゃっている事業者がいらっしゃいました。確かに

営業努力によって利益を確保することは大切ですが、町としては施設が営業を開始することで町内の業者が潤うことが必要だと思います。その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 運営のことにつきましては運営事業者にお任せしているんですけども、その指導している内容としまして、禅の里で使用する油なりいろんなものですけども、できる限り町内の事業者の方とお話をして利用できるというふうな指導をさせていただいております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 実際は仕入れ業者がよくわからないから、わからないので言えないんですけども、ある飲料品を卸していらっしゃる会社の方が取引をしたいという申し出に行ったところ、仕入れ価格は幾ら幾らですというふうに言われたそうなんです。その値段ではとてもとても納入できないというので契約をしなかったということを聞きました。それで、確かにさっきも言いましたように、禅の里として利益を確保することは重要なことですから、仕入れ価格を抑えることはこれは必要不可欠なことだとは思いますが、やはり町内のそういう卸をしている業者の方がやっぱりそこへ卸したいという意向はあると思うんですよ。禅の里にも納入したいという思いがあると思うんですわ。そこら辺というのは考慮していただけないんでしょうかね。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 施設が7月13日オープンしました。その前からオープンするときいろいろな事業者の、町内の企業家の方ですね、私のほうにいろんな相談に来られて、何社の方も来られていらっしゃいました。そこで私が運営事業者の方に、実はこういうお話があって来ると。そういう一つの相談をさせていただいた経緯がございます。

その後の結果としまして、企業家の方がとてもお金が合わないというお話やとは思いますが、私のほうとしましてはその事業者にはそういうふうな指導をしていますし、運営事業者の方はこの施設だけではなく、ほかの施設も一緒になって事業をやられております。そうすると、油なんかもそういうふうな同じような単価というふうな話になると思うんです。ほかの納入物質、そういうふうなものも禅の里だけでなく、ほかのところと同一のような考えでいらっしゃって

そういうふうな話になっているのではないかというふうに推測されるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ここで推測の話をしていてもしょうがないんですけども、できれば、例えば5円高くても町内業者から仕入れていただけるような指導をぜひともしていただきたいというふうに思います。幾ら企画運営は任せているといってもそのくらいは町の施設ですので、町としての意向というのも明確にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

できることなら早急に現状を把握していただき、改善が必要なことがあれば改善を要求を行い、業務指導が必要であればその方向性を明確にして、全ての町民の皆さんに喜んでいただける施設づくりを町が率先して実行していただきたいというふうに考えております。

物事は最初が肝心といいますから、今が一番調べどきではないかというふうにも思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） このこれについて高いものを買えて言うてるんやけど、あんたら黙っているんかね。

○3番（金元直栄君） 議長がそんな質問したらあかん。質問したらあかんて。

○議長（伊藤博夫君） ほやけどあかんと思う。ほやけど、こんな本会議で高いものを買えって。ほんで答えなあかんて、おかしいが今の。

○2番（滝波登喜男君） 何で、 と言う話でしょ、今のは。

○議長（伊藤博夫君） 高いもんでも買えというのはおかしいって。

○3番（金元直栄君） そういうことだつてあるかもしれんが。僕は知らんけど。

○議長（伊藤博夫君） みんな聞いてるんやでだんねい、ほんなもん。

○ 番（ 君） 議長がほんなことしたらだめや。

○議長（伊藤博夫君） 高いもの買えというのはおかしいて。

○ 番（ 君） 議長の持論やがな、ほんなもん。

○議長（伊藤博夫君） だけどおかしいって、それは。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 長岡議員のおっしゃっていることも十分理解できることだと思います。

それから、永平寺温泉「禅の里」をこれから10年間コーワさんをお願いする

ことになっております。その間の長期の経営の安定、それから町への振興策とか、いろいろなこともこれから考えて、今議員のおっしゃることを加味しながらこれからも指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 高いものを買えというふうに聞こえたかもわかりませんが、多少高くても町内が活性化し潤うのであればある程度はやむを得ないのではないかとこのように私は考えております。

多分、理事者の皆さんのほうもそういうふうにお考えいただいていると思います。町内で消費するものを町内の業者から買っていただければ町も税収が上がると思いますので、ぐるぐる回ればみんな還元されてくると思いますので、そのところをお考えいただきまして、倍も3倍もするようなものを買えと言っているわけでは決してございませんので、そのところをご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） はい、了解しました。

○5番（長岡千恵子君） 最後になりますけれども、永平寺温泉の「禅の里」の休憩室でゆっくりくつろげないので、温泉に入浴してからやすらぎの郷へ行ってくつろいでいるという話を聞きました。開業前に禅の里でも長時間の滞在が可能という話だったように思うのですけれども、実態はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 永平寺温泉「禅の里」で入浴して、その後やすらぎの郷を老人センターとして利用している高齢者の方は数人いるというふうに聞いております。その理由といたしまして、やすらぎの郷にありますヘルストロンなど電気を利用した健康器具の利用者の方や、数人でのおしゃべりや、囲碁、将棋などの利用者でございます。

禅の里では長時間の滞在者の方もたくさんおいでになっております。各集落のサロン事業などの利用者の方は朝のオープンから3時ごろまで利用していただいております。利用者の方それぞれがそれぞれの楽しみ方をして滞在していただいているというふうにこちらでは考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 別に追い出されてやすらぎの郷に行っているのではないと

ということがわかりましたのでちょっと安心したんですけれども。言葉は悪いですけど、本当に私は追い出されて行っているのかなというふうにしたのは事実です。それでお伺いしたわけなんですけれども。そういうことでやすらぎの郷と共用していらっしゃる方がいらっしゃるのであれば、その間の、結構距離があると思うんですけれども、交通機関というのは何かおありになるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山田幸稔君） 禅の里とやすらぎの郷の間はコミュニティバスが走っております。やすらぎの郷から永平寺温泉までのコミュニティバスの便数は土曜、平日とも6便、やすらぎの郷から禅の里へのバスの便数は5便を運行しています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。その間の交通についても確保されているということでしたので、高齢者の方が道をとぼとぼと歩いていかれるようなことがあってはやっぱり交通事故とかも心配ですので、改善してほしいという思いがあって質問させていただきました。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、明日10日は定刻より本会議を開催いたしたいと思っておりますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 4時52分 延会)